

平成28年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年6月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

7番 吉田 稔	8番 森本節弘
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 坂東重夫
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 大野芳行	教育次長 後藤啓
教育次長 高田稔	企画総務部次長 安丸学
企画総務部次長 石川久	市民部次長 三浦康雄
健康福祉部次長 野崎圭二	産業経済部次長 阿部芳郎
建設部次長 川野一郎	吉野支所長 松岡厚子
阿波支所長 塩田英司	会計管理者 吉田一夫
水道課長 阿部守	農業委員会事務局長 秋山雅彦

監査事務局長 那 須 啓 介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 妹 尾 明 事務局長補佐 笠 井 久美代
事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 76 号 平成 28 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 議案第 77 号 阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 78 号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について）
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 日程第 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 日程第 9 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程第 10 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 27 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 日程第 11 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（阿波市税条例の一部改正について）

日程第 1 2 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 1 3 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正について)

(日程第 2 ～日程第 1 3 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（江澤信明君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（江澤信明君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、3番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

最初に2点お願いしておきます。

1点は、言葉を大事にしてほしいということです。

言葉は、自分の考えや思いを相手に伝える手段です。議会の質問に答弁する、部下に指  
示する、市民に説明する、全て言葉が仲介します。したがって、上になればなるほ  
ど、相手方にわかりやすく正確に伝わる努力が必要です。

もう一点は、議会の答弁は長過ぎます。内容的に背景とか経緯とか関連事項とかを長々  
と説明して、質問に対する答弁はわずかです。親切に答弁いただけるのはありがたいです  
が、親切過ぎるのは閉口します。いたずらに長いようだと、議場であっても指摘しますと  
あらかじめ申し上げておきます。

最初に、阿波市創生について質問させていただきます。

質問に入るわけですが、議会の質問に対する市側の対応は、鈍感と私は受けとめており  
ます。本市の展望も見えてきません。このため、阿波市の課題を客観的に分析し、嫌われ  
る勇気をもって本音で質問を行います。よろしくお願いします。

野崎市長には、阿波市のナンバーワン、ナンバーツーとして12年目を迎えておりま  
す。失礼とは思いますが、市民のニーズを的確に捉えて、市行政に取り組んでいるか検証  
してみました。

結論を先に申し上げますと、市民の声に耳を傾けているかと言えば大いに疑問です。

その一端を申し上げます。

本市最大の課題である人口減少、少子・高齢化に歯どめをかけるため、阿波市総合戦略を昨年10月に策定しました。この計画に役立てるため、人口減少対策として有効と思う施策を市民にアンケート調査しております。結果は、職場の確保、雇用の拡充及び企業誘致が145件と、大半が雇用の場を確保してほしいということです。次いで、大型商業施設の建設誘致が73件、医療費の無料化や保育環境の充実など、子育て環境の整備が54件となっていました。

私は、新年度の予算や体制で市民の要望の強い雇用の場の確保に真摯に取り組んでいただけるものを期待していました。そんな折も折、去る3月23日に議会全員協議会が開催され、総合戦略の柱となる地方創生加速化交付金事業で、阿波市提出の2事業が国に認められたとの報告がありました。その1つは、後方支援基地機能の充実などを盛り込んだ防災事業3,000万円です、もう一つは農業関係の事業です。地方創生事業を阿波市民のためではなく、沿岸部の市や町のために国に申請しているのは、全国的に阿波市だけだと思います。

一方、新年度予算においても、企業誘致推進費は、前年度に比べてわずか2万1,000円増の43万8,000円です。なお、体制は昨年とおりの兼務職員1名のみです。昨年の6月議会でも、企業誘致について追及しましたが、市側は全く鈍感な結果に終わっております。これでは市民の意向を無視しております。市長の市民の市行政に対する信頼は失われます。本来市長は、市民の声を聞いて、それを実行に移していく、努力していくことが市長の責務と考えます。

そこで、第1点は、総合戦略の策定に当たり、アンケート調査を実施していますが、何の目的で行ったんですか。

第2点は、市長にお伺いします。

地方創生加速化事業として、雇用の場の確保ではなく、防災事業を国に申請したのはなぜですか、お伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の1点目、阿波市創生について、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の総合戦略に策定に当たり実施したアンケートの目的についてであります。

昨年10月に策定をいたしました人口ビジョン及び総合戦略は、市の少子化と人口減少問題を克服し、活力ある地域を維持していくことを目的としております。その策定に当たっては、可能な限り市民の意見を取り入れたものとするため、市民アンケートの実施や産・官・学・金・労・言各界の皆様と市民団体の代表者で構成する阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議の開催や、本市の未来を担う市内中学生との意見交換会などを実施しながら進めてまいりました。

議員ご質問の市民アンケートにつきましては、主に定住に関する意向や結婚に対する考え方、希望する出生数の把握を行うとともに、その希望を実現する上で妨げとなる事象やニーズの把握を目的に実施しており、転出超過や晩婚化、非婚化、そして出生率の減少に主眼を置いた質問内容としております。そのため、アンケートの対象者につきましても、15歳以上50歳未満という比較的若い世代に設定し、3,000人を対象に実施をいたしました。このアンケート結果を踏まえ、本市の目指すべき目標として人口ビジョンの策定を行うとともに、人口ビジョンで定めた平成72年の本市人口3万人以上の確保に向け、まず取り組むべき事業をまとめた5カ年計画を総合戦略として策定したところであります。

続いて、2点目の地方創生加速化事業として、防災事業を国に申請したのはなぜかということにお答えいたします。

地方創生加速化交付金とは、各地方自治体の総合戦略の円滑な実施を支援するために、昨年度創設された交付金であり、交付率が10分の10という非常に有利な財源であります。

一方、本市の総合戦略では、その共通コンセプトにおいて、農業、子育て、安心・安全を市の強みとして捉え、重点的に施策展開を図ることとしております。これらを総合的に勘案し、消防団の大規模自然災害への対応力の強化を目指すとともに、大規模化、頻発化する自然災害を考慮し、周辺地域を含む広域的な災害対応を確保するための取り組みの一環として、後方支援機能を持った防災体制の構築を目指す安心・安全のまち阿波市づくり推進事業を、地方創生加速化交付金事業として申請いたしました。

また、もう一つの事業といたしましては、第1次産業関連事業者との協働によるブランド農産品の開発や市内の農畜産物の販路拡大、さらには就農希望の移住者受け入れなどをパッケージ化した農業の新たな阿波市ブランドの開発と、就農者づくり推進事業の申請を行い、2事業とも昨年度末に国において採択をいただいているところであります。

今後におきましては、総合戦略の推進に当たりまして、加速化交付金事業のほか、川人議員のご指摘の雇用創出を初め、子育て支援、教育の充実など、さまざまな重要施策について全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） まず、1点目について、アンケート調査は市民の意見を取り入れたものにするというご答弁がありましたので、私もそのとおりでろうと思いました。

次に、2点目についてでございますけれども、市長ではなく、企画総務部長からるる答弁がありましたが、答弁になっておりません。私の質問の趣旨は、アンケート調査結果が示すとおりに、市民は雇用の場を要望しているのに、これに反して防災事業に取り組んでいるのは何ゆえかと聞いているのです。市の根幹となる課題でありますので、市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（江澤信明君） 野崎市長。

（16番 出口治男君 入場 午前10時14分）

○市長（野崎國勝君） 川人議員からは、地方創生の加速事業として防災事業を国に申請したのはなぜかというご質問でございました。

これについては、先ほど議員のほうからできるだけ手短かに親切にわかりやすく答弁をしてくれというお話がありました。申しわけないんですが、ちょっと長くなりますが、この防災事業につきましては、今までも議会で随分ご説明いたしました。阿波市防災事業は、ストーリーを描いております。昨日の議会でも、阿波市の第2次の総合計画あるいは第1次の総合計画で、長期的なもの、短期的なもの、あるいは中期的なものというような行政のやり方というご質問もありました。考えてみましたら、まず庁舎建設に至りましたのは、耐震計画をまずやる、アエルワもそういう感じで耐震事業、免震装置をつけています。

南海トラフの巨大地震が30年間で70%が想定される中で、阿波市がこれからどう市民の安全・安心を守るのかということでストーリーを描きましたところ、庁舎あるいは交流防災施設アエルワ、給食センターそれぞれに先を見越して災害から守る、市民の安全・安心を守るということで設備をやってきました。国からは、わかりやすく言えば後方支援基地に指定された。県からもたしか県下で内陸部では阿波市だけだと思います、あとは鳴



門の球場であるとか、まぜのおかであるとか、沿岸部にそれぞれ災害の支援基地が指定されています。

そんなところから派生いたしました、ではへり基地までアエルワに備えたものが本当に阿波市の安全・安心につながるのか、阿波市の市民のことがまず大事じゃないかと、もちろん市民の支援が最も大切だと思います。しかしながら、災害についてはご承知のように、鬼怒川災害あるいは熊本地震、東日本震災等々広域的な災害が長く随分頻発しています。そんなところから、阿波市については後方支援というように、県とも協定を結びながら、国にも指定をしていただきながらここまで来た。その流れの中で動いております。県の協定に基づいて、当然我が市も後方支援としての役目を果たさなきゃいかんという考えです。

うれしいことに、阿波市は市民力というのが非常に強うございます。一番モデルになっているのは、話はそれですけど、オープンガーデン。自分の丹精込めた庭を人様にみんな見てもらう、3日間で7,000人も来る、あるいは耕作放棄地等の改良区の役員の方、小学生、中学生がみんなで地域を美しくしようと、そんな美しい心が恐らく後方支援基地にも結びついていっているんじゃないかと、このように思います。

切り口の問題というたら非常に失礼なんですけど、そんなところで阿波市の市民力とか後方支援基地にも十分役に立つんじゃないかと。もちろん災害時には、一番初めに考えなきゃいかんのは市民の安全・安心。そして、今回交付金事業で国のほうへ申請いたしましたのは、阿波市が安全・安心でおれば、人口減少、市内外からの移住の方も随分と——今日のアンケートにも出てますけども——安心して阿波市に住めるというようなデータも出ております。しかも、今度のアンケート調査は1,000人弱なんですけど、3分の1が阿波市に生まれて、阿波市で育った方、3分の1が阿波市に育ちながら市外へ出て行ってまた帰られた方、あとの3分の1は県外からあるいは市外から阿波市に移住された方、定住された方で大体3割というようなデータがあります。特に市外から阿波市に移住された方の意見というのは、非常に期待を持っているようです。安心・安全にして住める阿波市ということで、定住が結構長引いているんじゃないかなと思います、定着していただけるんじゃないかと。

というようなことから、災害で一番初動態勢で大事なものは、550人の地元の消防団員の初動態勢です。2日、3日の災害への市民への対応は、消防力なくしては恐らくなかなか災害対応はできないんじゃないかなと、そんなところで消防力の強化、地元消防団の強

化を地域の皆さんとともに図っていききたいということで、この事業をつくりました。だから、アンケートの中でそこまで皆さん市民の方がお気づきになっていただいたのかどうか、そのあたりもしっかりと分析しながら対応していかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

そんなところで、先般のまち・ひと・しごと創生会議は30人余りの、議員の皆さんも委員が3人参加しておりますけれども、随分とそんな意見もお聞きしたように思います。

答弁が非常に長くなりましたけれども、格別のご理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 市長のご答弁をいただきましたけれども、私は雇用の場の確保と防災事業との優先順位は、どちらを先にするのがいいのかとこういうことを問うているわけなんです。そういうあれにありますとは、アンケート調査をしてみると、このアンケート調査に沿って、そういう市民の要望の強いほうを先にするのが僕は当たり前だろうと思っておったんですけれども、防災が大事だということで受けたんで、次に進みます。

阿波市政に一貫性のない事例も見受けられます。阿波市を持続的に発展させるために、地元業者の育成、農産物の地産地消等に力を入れております。例えば、新庁舎アエルワに納品した机、椅子、ロッカーの地元業者への発注、地元農産品をアエルワの食堂や給食センターで提供することは大変結構なことと考えます。ところが、アエルワの食堂業者は、東京の業者です。家賃は無料、主な調理器具は市が買いそろえて無料で貸し付けています、極めて優遇しています。一方、メニューはといえば、定食、カレー、うどんです。阿波市内の業者で十分対応できる内容です。清掃業者も神戸市の業者です。このように、ある分野では地元業者を採用しています、また別の分野は地元業者で対応可能であるにもかかわらず、県外業者を採用しています。一貫性が感じられません。

そこで、地元業者育成の観点から、アエルワの食堂業者及び清掃業者の運営委託先を見直す考えがあるかお伺いします。

さらに、軸のぶれた場当たりの行政を行っている事例もあります。保育所の民間委託についてです。

行財政改革プランでは、経費節減のため、保育士は民間委託を進めると方針を掲げています。ところが、昨年4月にオープンした一条認定こども園、八幡認定こども園は、幼保

連携型のこども園であるため、指定管理つまり民間委託できません。ハードをやるときは必ずソフトをセットにすると口先ではおっしゃいますが、十分な調査もせずに、民間委託できない保育所をつくりました。まさに軸のぶれた場当たり行政の産物と言えます。

一方、吉野川市では、保育所の民間委託を適切に着々と進めています。私はここまできはぐな市政を肅々と指摘してまいりました。市側として指摘が納得できない、あるいは今後は正する等々ご意見を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の1点目の3項目め、地元業者育成の観点から、アエルワの食堂業者及びアエルワの清掃業者の委託先を見直す考えはあるかについて答弁させていただきます。

アエルワの運営につきましては、平成27年1月の供用開始時点から指定管理者制度を導入しており、その指定期間は平成30年3月31日までとなっております。アエルワの業務は、市の文化振興の拠点施設としてふさわしい事業の企画や舞台管理、各種設備の維持管理、美観維持のための清掃、そして食堂運営と多岐にわたります。これら多岐にわたる業務を、高水準かつ低コストで実施する運営方法として指定管理者制度を導入し、民間事業者の持つノウハウを活用した施設運営を行っております。

また、隣接する庁舎とは多くの設備部分を共有するとともに、駐車場を初めとする敷地についても共有していることから、その全ての維持管理を一括して委託しております。一括発注を行うことは、指揮命令系統の一本化と責任の所在の明確化、さらにはコスト削減を図る上で効果的であると考えております。発注先の企業体であるあわアートウインド運営企業体は、アエルワの運営管理及び庁舎の維持管理を行うために新たに設立された企業体であり、構成企業といたしましては、アエルワ及び庁舎の清掃や維持管理を行う国際ライフパートナー株式会社、事業企画や食堂運営を行うファンスペース株式会社、受け付けを担当する株式会社スタッフクリエイト、そして舞台管理を行う株式会社四国舞台テレビ照明の4社となっております。これら4社につきましては、本社が市外の企業であります。管理会社の国際ライフパートナー及びファンスペースにつきましては、本市に法人設置届けの提出があり、既に法人市民税についても納付をいただいているところであります。このことから、市内業者であるとの認識もしております。

一方、地元雇用や地元育成の視点についても重要な要素と捉え、指定管理者の募集時点から、スタッフの半数以上を阿波市内から雇用することを条件としておりました。そし

て、現状といたしましては、食堂スタッフでは、6名中5名が市内雇用であり、清掃スタッフでは、8名全員が市内雇用という状況であります。また、施設全体で見ましても、21名中16名、率にして76%が市内からの雇用という状況であり、地元雇用に積極的に取り組んでいただいていると思っております。さらに、今後につきましては、来年度末で指定管理期間が終了するため、次期指定管理者の募集に向けて、高品質、低コストはもとより、現状のような地元雇用への取り組みを考慮した参加資格要件等の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 理事者側は4番目の答弁をお願いいたします。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 阿波市の創生についてということで、4番目の川人議員の質問で、ちぐはぐな市政を指摘しましたが、指摘が納得できない、あるいは責任を感じている等の意見を伺いたい。

冒頭素直な気持ちで答弁してくれというような言い方もあったようでございますけれども、私は川人議員の指摘につきましては、当然あってしかるべきと考えてございます。これが本当の市議会のあり方じゃないかなと、間違っているとか合っているとかという話ではないんじゃないかなとかように思います。これも一言説明を加えますと、議会の質問で切り口が違うとかというご質問もあります。恐らくその切り口の違うということもちぐはぐなということに結びつくんじゃないかなと。

先ほども地方創生で、消防団のあり方、安全・安心ということで2つの事業の中で1つを国から採択をしていただきました。考えたら、阿波市への安心・安全のために、市外の方が阿波市に住んでみたいと思うような行政のあり方、消防団活動、災害の初期活動を消防団にやっていただくその訓練施設あるいは意識啓発をやっていただく。点で捉えるのか線で捉えるのか面で捉えるのか、そのあたりが恐らくわかりにくい部分もあるんじゃないかと。私どもも随分と市民に対して説明不足の感は拭えないと反省はしております。

そんなところから、少し企画総務部長からも答弁いたしましたけれども、国の地方創生加速化交付金、地方創生地方版の総合戦略に基づく先駆的な取り組みの円滑な実施を支援するために、各自治体からの提案を国が審査して、阿波市からは2つ採択されました。実は2つしか採択されないようです、約束上3つは採択されない。選びに選んだのが農業の関係とこの防災関係であったということです。しかも、この事業費は、10分の10が国

から交付金でいただけます。議会の皆さんには、昨年度の国の補正予算で承知されていることをごさいますけれども、これも議会の皆さんのご理解で予算が何とか確保できたようです。

先ほども申しましたように、この防災については、移住・定住の基本的な条件、阿波市の人口増加の基礎となる事業ではないかと私どもは位置づけております。

そういうところで、川人議員には格別のご理解賜りますよう切にお願い申し上げて答弁といたしたいと思えます。少し答弁がそれましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） まず、企画総務部長のほうからお答えいただきましたアエルワの運営委託先について、少しご意見があるので申し上げたいと思えます。

企画総務部長の答弁では、指定管理ありきの答弁であります。私はゼロベースで考えていくというところを提案申し上げたいと思えます。

というのは、1つは事業企画や舞台管理、清掃、食堂業者と全く異質業者の集合体であり、指定管理には余りなじまないのではないかという考えが1つ、それともう一つは、業者の住所地在神戸市、東京都、高知市等々離れ離れになっております。意思の疎通が図れているのか、ここも懸念しております。また、市として個別の業者と直接契約した場合に要する経費が明確にされておられません。指定管理にしたらコスト削減になるという説明がありましたけれども、本当にコストの節減になるのかこれは大いに疑問を抱いております。したがって、次回につきましては、そういう面も含めてご検討いただきたい。

今3点申し上げましたけれども、以上のような課題は、地元業者の育成を含めて、市議会の中では余り議論されておられません。したがって、指定管理と結論を出すのは早過ぎると思えます。もっと慎重に取り組むべき課題と思えます。議員の一人としてゼロベースの議論が必要と思えます。再検討を要請しておきます。答弁は結構です。

次に、一貫性のない行政とか市民の要望に一致していない行政とかいろいろ指摘したわけなんですけれども、これを総括してコメントしたいと思えます。

昨年10月にスタートした阿波市総合戦略は、雇用の場づくりを望む市民の声に耳を傾けることなく、防災事業を取り上げております。市民とともに歩むクリーンな市政という看板を市内のあちこちで見かけますが、書いてあることとは裏腹に、防災事業を独断的に進めていると、私はこんな受けとめ方をしております。

また、一貫性のない市政とか軸のぶれた場当たりの市政は、これはあってはならない

ことです。しかし、指摘したような状況になっているのは、執行権を盾に強引に組織を動かす市長のかじ取りによるところが大きいのではないかと私は思います。その都度その都度、その場その場の判断はよくても、それらを合わせますと不都合が生じ、つじつまが合わなくなる、これは合成の誤謬と呼んでますけれども、トップとして頭の片隅に置いてほしいもんです。いずれにしても、阿波市の将来展望はもとより、阿波市の創生は遠のくのではないかと憂慮しております。イエローカードを出して反省を促したいと思います。

2問目に移ります。

市庁舎及びアエルワの両施設で外壁のタイルが浮き上がっておる施工ミスについてです。

一昨年12月に完成した新しい庁舎と交流防災拠点施設アエルワの両施設で、外壁のタイルが接着不良で、このままでは落下するという施工ミスが判明しました。最近まで補修工事を行っていましたが、56億円もかけた巨大プロジェクトがこのありさまです。補修すれば済むという問題でもありません。今後のために徹底的に総括し、生かしていく必要があります。

まず、指摘したいのは、事あるごとに指摘しておりますが、建築士がないという体制の不備です。これでは設計業者が相談したり、施工業者が協議したいといっても、相談に乗れ、専門的な見地で指示を出せる職員がおりません。言いかえれば、素人集団が寄り集まって、56億円ものプロジェクトを素人判断で動かしてきたのです。信じられない暴挙と映ります。

ちなみに、吉野川市庁舎、当時の鴨島町役場庁舎の建設経緯を調べますと、工事費25億円、鉄筋コンクリート4階建てが平成6年7月に完成しております。当時鴨島町には、3名の正規の一級、二級建築士の資格を持った職員がおりましたが、さらに県から現役ばかりの一級建築士を派遣してもらい、庁舎建設に万全の態勢で取り組みました。したがって、現在まで補修らしい補修は行っておらず、びくともしておりません。阿波市の取り組み体制に雲泥の差があります。一方、防災対策に殊のほか造詣の深い市長は、なぜ活断層に近い場所に庁舎を建設したのか、また土砂災害警戒区域の上になぜ庁舎を建設したのか。いかなる事情があろうとも、汚点として引き継がれることになるかと思えます。新庁舎の底地は、地盤改良をしていますが、くい打ちはしておりません。本当に大丈夫なのか心配です。私が阿波市議会議員に当選した2年前には、新しい庁舎及び交流防災拠点施設アエルワ完成に向けて最終段階を迎えていました。市長は、これらの完成を自慢そう

に集会や会合等でPRしていたのを思い出します。

私は、今回の工事施工ミスは起こるべくして起こった問題であると認識しています。学校関係を初め、約400もの施設を抱えて、建築士を採用していないのは致命的です。つまり、市長の体制の整備に対する判断の甘さが全てと考えています。今回はたまたまタイルが浮いていることが見つかったわけですが、庁舎の壁のところどころにひびが入っているのを見かけます。ほかにも欠陥部分があるのではないかと憂慮しています。

そこで、外部の建築士等専門家による委員会を早急に設置し、再点検を提案します。ご見解をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 川人議員の一般質問の2点目、庁舎及びアエルワの施工ミスについての1項目め、外部の建築士等専門家による委員会を設置し、再点検を提案するについて答弁させていただきます。

阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事は、株式会社奥村組四国支店が受注し、平成25年3月8日から平成26年12月12日の工期で施工を行い、監理業務を株式会社アール・アイ・エー大阪支社が受注し、段階的な確認検査及び竣工検査を実施し、平成27年1月1日より供用を開始いたしました。その後、平成27年6月に市庁舎の外壁タイルの一部箇所に浮きが認められたことにより、交流防災拠点施設棟も含めた全体的な調査を実施し、その他のタイル壁面の一部にも浮きが確認されたため、受注者に阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則第41条瑕疵担保第1項に基づき、県のOBである市建築検査官と協議を行い、補修を指示いたしました。したがって、補修は受注者である株式会社奥村組四国支店の全額負担により、平成28年2月1日から平成28年5月1日に補修工事を行いました。

議員からご指摘の、外部の建築士等専門家による委員会を設置し、再点検をしてはどうかについて、外壁タイルの補修工法につきましては、公共建築改修工事標準仕様書に基づき、注入工法を指示しており、また補修期間中には、建築検査官及び市担当、そして株式会社アール・アイ・エー大阪支社から派遣の一級建築士によって所定の臨場試験を実施し、合格を確認しております。また、タイル工事につきましては、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則第41条第2項により、瑕疵担保を10年間、平成38年12月までに延長するものとして、株式会社奥村組四国支店と協定を結んでおります。この期間中は、1年ごとに点検調査を実施いたします、また今年の10月ごろには、竣工から2年

目となるため、建物の点検を実施予定としております。その際には、県OBで現在阿波市の建築検査官、建築指導官から指導助言をいただき、厳格に調査を行いたいと思います。現在のところ、外部の建築士と専門家による委員会の設置については考えておりません。今後におきましても、点検等を適正に実施し、市民の皆様が安心して来庁していただけるよう、市庁舎として施設管理を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） タイルの浮きは、万全の態勢で処理しておりますので問題にしております。

タイルの浮き以外に、庁舎にひびが入ったり、ほかにも施工ミスがあるのではないかと憂慮しております。今、点検調査をするとおっしゃられましたけれども、建築士も不在の状況で誰が点検するんですか、なぜ委員会を設置しないのか理解に苦しみます。安全・安心だと言っていたらいいじゃないですか。瑕疵担保期間は残り半年しかないんです、悠長に構えてはおれませんよ。委員会が設置できないのであれば、どんな理由で、どんな不都合なことが生じたら委員会を設置できるのか、ある程度だめの詰まった仕事をしてください。何か検討しますとかそういう期間的にも内容的にもそんな問題じゃないと思います。

もう一度、市長、どうですか、委員会を設置していただけますか。ひとつお答えをお願いします。

○議長（江澤信明君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 川人議員からは庁舎のタイル問題があったんだろうと思いますけど、ほかにも問題があるんじゃないかというようなご指摘です。それにつきまして、答弁としては、建築士等々外部の専門家による検査体制を立ち上げたらどうかというご意見でございます。

これにつきましては、言われるのもっとものことであろうかと思います。検討を重ねていきたい、勉強、検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 検討したいというお話がございましたけれども、この阿波市の工事標準請負契約約款の第41条には、瑕疵担保期間は2年と、こういうふう定められております。1年半経過しておりますんで、あと半年しかありません。早急に検討を進めてい



ただいて、結論を早く出していただけたらと思います。

次に、再々問します。

組織を運営していくためには体制の整備が極めて大切、新しい時代を切り開いていくためには、新しい時代にふさわしい知識、技術を持った人材の確保が欠かせません。

そこで、今後専門スタッフの育成、確保にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 川人議員の再々問に答弁させていただきます。

建築専門の職員の確保等について答弁させていただきます。

建築専門の職員の確保等につきましては、阿波市におきましては、平成24年度の職員採用より、上級の建築職員の募集を行ってまいりました。しかし、一級建築士にて採用募集を行った平成27年度までの採用申し込みというのはございませんでした。ということで、平成28年度の採用者より、4年制の大学卒業を条件に募集を図りましたところ、今年の春、大学卒業の1名の専門職員を採用するに至りました。次年度以降の専門職員の確保についても、専門職員を常時市役所に在籍することができるよう、募集の方法に関しましても、研究検討してまいりたいと考えますのでよろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 建築士の採用は、このごろ民間のほうが需要が多くて、非常に難しいとは思いますが、各学校へ行って直接お願いするとか、そういう汗をかかなんだら必要な人材はなかなか集まらないのではないかいなと思います。

ちなみに、吉野川市には建築士が4名おります。いろいろ採用にも苦労したようです。それから、職員を県の法規係に派遣して、そういう法規の専門家、これは相当熟度の高い専門家ですけれども、そういうことを育成しておりますので、いろいろ知恵を絞って職員の専門家の育成に努力していただけたらと思います。

続きまして、第3問目の市場、土成、吉野の旧役場庁舎の解体についての質問に入ります。

市場、土成、吉野の旧役場3庁舎は、老朽化して耐震性に問題があると判断し、順次解体する方針と決めているようです。なお、今年度市場庁舎の解体費用5,400万円が予算化されております。

そこで、旧役場庁舎の解体に関連して説明責任を果たすという観点から、3点お伺いします。

1点目は、旧役場庁舎の再利用あるいは解体方針について、今まで地元住民に説明し、話し合う場を持ったかどうかお伺いします。

2点目は、建築士不在の中で、解体工事の方法や安全性のチェック、工事の施工管理、また解体経費の適正な積算は誰がするのですか、お伺いします。

3点目は、解体工事は緊急性を要すると思えないので、建築士資格を持った正規職員を採用してから、また地元住民に説明してからでも遅くはないと思います。ご見解をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の3点目について順次答弁をさせていただきます。

1項目めの旧役場庁舎の再利用または解体について地元住民に説明したかにつきましては、事業につきましては、国土交通省の都市再生整備事業の交付金と合併特例債を活用するとしながらも、地域への説明は行っておりません。今後につきましては、効果的な周知方法について検討していきたいと考えております。

そして、2項目めの解体工事の方法、安全性のチェック、施工管理、工事費の積算はそれぞれ誰がするのかについてと、解体工事は正規職員を採用してから、地元住民に説明した後に行ってはについては、あわせて答弁させていただきます。

平成27年1月1日に新庁舎を供用し、分庁舎方式であった市庁舎は、一箇所に統合されたわけですが、利用されなくなった市場、土成、吉野の旧庁舎につきましては、全ての庁舎において築44年から55年が経過し、老朽化が進んでおります。再利用となると、耐震補強及び大規模改修が必要であります。このような処置を講じたとしても、多額の費用を要することが予想され、その反面寿命の延長においても、抜本的な解決にはならず、合理的な手法とは言いがたいと考えます。そして、旧庁舎の解体については、公共施設等総合管理計画に基づいて実施すれば、財源としても地方債の特例措置が活用できます。今後建物にもよりますが、費用の全てを市の負担で行えば大きな財政負担を伴いますので、公共施設等総合管理計画の精度を上げていきたいと考えております。

また、国土交通省の都市再生整備事業交付金も活用できるよう、市は本年度に旧市場支所を、次年度に土成、吉野支所を解体する計画をいたしました。旧庁舎に係る解体工事の

スケジュールは、今年度6月下旬に、旧市場支所の解体工事及び監理業務と近隣家屋の事前調査、そして旧吉野、旧土成支所の解体設計業務を開始し、平成29年度にて、旧吉野、旧土成支所の解体工事及び監理業務の発注を予定しております。

工事費の積算については、設計業務で行い、解体の方法、安全制のチェック及び施工監理については、監理業務で行う予定としております。市の体制といたしましては、担当職員だけでなく、県職員のOBで現在阿波市の建築検査官、建築指導官の協力を受け、指導、助言をいただきながら適切なチェックを実施し、事業を進めてまいりたいと考えております。

正規専門職員の採用においても、専門職員が公共建築についての十分な経験を積むためには、数年以上の期間が必要となるとも考えております。また、旧庁舎は耐震2次診断において、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、または崩壊する可能性が高いという診断結果も出ております。これは、1回目の大地震を受けた場合、震度5程度での想定であり、余震の発生によっては被災はさらに大きくなると考えます。これらのことから、特に今世紀半ばまでに非常に高い確率で発生が予想される東南海・南海地震に対する早急の備えとして、公共施設等総合管理計画に基づき、市民及び市にとって財政負担の少ない財源となるよう、市場、吉野、土成の旧庁舎の解体を進めてまいりたいと考えます。また、旧庁舎解体後の跡地につきましては、今後起こることが予想される東南海・南海地震のような大規模災害等が起きた際に、家屋等に被災を受けられた市民の方々が避難できる空間、いわゆる防災広場としての活用整備を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 企画総務部長からご答弁いただいたわけなんですけれども、旧役場庁舎は地域のシンボルであり、地域住民にとって殊のほか愛着が深いものと思います。そうした施設をこういうふうな形で処理するのはいかがだと思います。

まず、答弁の内容は、地元住民に説明したかとお聞きしたら、地域への説明は行っておりませんと、解体工事の方法、安全性のチェック、施工管理、工事費の積算はどういうふうにするのかというと、設計業務、監理業務で行う予定、これはすなわち業者任せということになると思います。こういうことでは適正な市政が運営できんのんじゃないかかなと思います。

それから、正規職員の採用についてですけれども、これは物になるためには数年かかる

んで、そんだけ待っておれません、もう先にやらせておきますというふうな答弁でありました。一言で言えば、本市の行政の進め方はずさんで荒っぽいですが、またその時その時のもっともらしい理由をつけて、市の思惑どおり進めているように受け取れます。もっと丁寧に、もっと親身に心して市政を進めてほしいものです。

このあたりでおきまして、再問に移ります。

ご承知のとおり、市場、土成、吉野の各庁舎は、建設してから55年から45年経過しております。つまり、45年以上経過し老朽化しているので解体するということです。

一方、学校関係では、建設してから45年以上経過しても使っている校舎等が3分の1もあります。つまり、年数の経過、老朽化に関係なく、校舎等は耐震補修工事をして使用し、旧役場庁舎は解体する方針です。市のご都合主義は場当たりのとも受け取れます。建築士がいる吉野川市では、耐震性を確保するため、3階建ての建物のうち、2階以上を壊して、1階部分を再利用する減築という方法も講じています。阿波市は、建築士がいないため、専門的判断ができないので、こういうことに無関心なように見えます。また、建築する一方で解体を進めるという大変無駄を行っているようにも受け取れます。

そこで、公共施設の全体的管理をいま一度見直し、体系的、効率的に考えていく必要があると提案しますが、ご見解をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問に答弁をさせていただきます。

公共施設の全体的管理を体系的、効率的に行ってはいかがにかについて答弁させていただきます。

現在阿波市では、400弱の公共施設を保有しておりますが、将来の人口減による需要の減少と老朽化による更新、大規模改修は避けて通れないものと考えております。

例えば、3支所の築年数は、吉野支所が昭和39年竣工で築52年、土成支所においては、北棟が昭和47年竣工で築44年、南棟が昭和36年竣工で築55年、市場支所においては、昭和45年竣工で築46年となっておりますし、昭和56年以降の新耐震基準にすら適合しておりません。同年代の建物も数多くございます。また、校舎等学校施設の耐震化につきましては、阿波市の児童が大規模災害時に被災する可能性を少しでも減らせるよう対策を講じたものでありますので、公共施設ではありますが、同じ区分で整理すべきものではないと考えております。よって、今年度より作成に着手する阿波市公共施設個

別管理計画の中において、学校施設等の個々の状況も分析し、施設全体の管理方針等について体系化を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁させていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） この質問については、一步前進と捉え、了とします。

第4問目は、耐震補強工事の効果についてお尋ねいたします。

幼稚園及び小・中学校施設を平成19年度から平成25年度にかけて、42億円投じて耐震補強工事を100%達成しました。これで相当強い地震が発生しても、おおむね大丈夫だろうと思っていました。しかし、一連の熊本地震の被害状況の調査によりますと、耐震補強工事を施した幼稚園及び小・中学校施設でも、相当数倒壊したとの報道がありました。

そこで、2点お伺いします。

まず、1点目は、耐震補強工事は、震度が幾らぐらいまでなら耐えられる状態になっているのですか。

次に、2点目は、耐震補強工事を施工したことにより、現状のままより何年ぐらい長く使用に耐えられるのか、以上2点をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 後藤教育次長。

○教育次長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の4点目、耐震補強工事の効果について、2つの質問をいただいておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

まず、1項目め、震度が幾らぐらいまでなら耐えられるのかについてであります。国が示しております耐震基準につきましては、1978年6月に発生しましたマグニチュード7.4の宮城県沖地震被害を受けて、1981年——昭和56年でございます——この年に改正されました建築基準法に基づき定められております。新耐震基準と呼ばれているものであり、要旨は耐震基準の強化で、震度5強の地震ではほとんど損傷しないことや、震度6強から7程度の大規模地震でも倒壊や崩壊しない強さが求められております。

本市内の小・中学校で実施をしました耐震補強工事につきましても、新耐震基準により整備しており、かつ小・中学校は防災計画で避難所として位置づけられた施設となることから、I s値、これは構造耐震指標というものでございますが、このI s値を0.6以上から0.75以上に目標値を割り増しして耐震性を高めております。

ご質問の震度が幾らまでなら耐えられるかについてであります。先ほどの国の基準でいいますと、新耐震基準0.6以上であれば、震度6強から7程度の大規模地震でも倒壊や崩壊する危険性が低く、被災はあるとしても、被災度は小さくなると考えております。

次に、2項目めの何年ぐらい延命できるかについてであります。耐震補強工事は、耐震性の低い建物を、ブレースなどで補強することによって建物を、存続期間中に一度遭遇するかもしれない程度の大地震に見舞われたときに倒壊しないようにすることが目的でありまして、既存建物の耐震性を向上させることはできますが、耐用年数を延ばす工事内容とは異なっております。

文部科学省では、教育環境の確保をするべく「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」の公表を行っており、その手引きには、鉄筋コンクリートづくりの学校施設の法定耐用年数については47年となっておりますが、これは税務上の減価償却費を算定するためのものであります。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には、70から80年程度と書かれておりますが、目標使用年数まで使用するためには、定期的な改修が約20年経過ごとということが必要とも書かれております。

本市は、耐震工事とあわせて、部材等の経年劣化による外壁剥離、雨漏り、設備機器、配管の破損の安全性や耐久性の向上のための大規模改修工事を同時に実施しており、教育環境の質的向上や安全・安心の確保、施設の長寿命化を図っておりますが、今後においても、学校施設の現状を把握した整備水準を踏まえ、定期的な改修計画により、長寿命化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 耐震補強工事は、延命化とは余り結びつかないと、こういう説明であったと思いますけれども、42億円もかけて少しは長もちするのではないかと思いますので、ぜひ後々のアフターケアを十分してください。

それでは、次に移ります。

震災が発生してから緊急避難場所等として学校施設が活用されていますが、いろいろな問題もあるようです。

そこで、学校教育の早期開始について、防災計画の中ではどのように位置づけされているのかお伺いします。

○議長（江澤信明君） 後藤教育次長。

○教育次長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問にお答えさせていただきます。

まず、震災発生以降、学校教育の早期開始について、防災計画の中でどのように計画されているのかというご質問でございます。

阿波市地域防災計画の地震災害対策において、避難所生活者数は、警報解除当日は3,000人、1週間後は4,700人、1カ月後は2,300人の予想となっております。これらの避難者の方は、指定緊急避難場所である市内小・中学校の体育館に避難してくるものと思われま。大地震後の学校授業の再開に向けては、市内の被災状況にもよりますが、避難所の設置が長期化するような場合については、市の災害対策本部と協議を行い、公民館、集会所、その他公共施設等へ避難所の集約等を図り、早期の学校再開に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、学校施設の被害状況により、残存の安全な教室の使用または特別教室、屋内運動場等の利用、学級合併授業等を行う計画とし、被災した児童に対しては、教科書、学用品の調達等についても早急に行うこととしております。

最後に、教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童・生徒の指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くものとし、特に災害により精神的またはストレスを受けた児童・生徒に対しては、心のケアに十分配慮していきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 今できるだけ学校教育に影響がないように、そういう住み分けをするというご答弁がありましたので、もし万一あった場合には、そういう方針に沿って適正に進めていただきたいと思います。

それでは、最後の5問目の質問に入ります。

一連の熊本地震による惨状は目を覆うばかりで、本当にお見舞い申し上げます。

本市でも南海トラフ巨大地震に備えてさまざまな対策を講じています。ところが、内容的に、阿波市民の安全を守るのは当然ですが、津波の被害が予想される沿岸部の市や町の後方支援基地としての役割を果たそうとしています。アエルワをその中枢拠点に位置づけられているようです。ご承知のとおり、アエルワの建設費は19億3,000万円で、そ

のうち1億円を一般財源で、18億3,000万円を借金で賄っています。阿波市の税金からの捻出です。ライフラインとなる水道管の破裂防止には遅々として手を打たないままで、漏水率は今なお県下超ワーストワン、本市自身をなおざりにして、沿岸部の市や町のために対策を講じるとはどうなっているのですか。後方支援は本来県の仕事です、ピン트가ずれていると市民の間からも非難の声が聞こえてきます。いずれにしても、阿波市は243億円もの借金を抱えています。厳しい財政状況の中で、阿波市の血税を投入してまで後方支援に取り組む、その根拠をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の5点目、南海トラフ地震に備えた後方支援についての1項目め、本市の血税を投入してまで後方支援に取り組む根拠を伺いたいについて答弁させていただきます。

平成23年に発生した東日本大震災は、地震の影響による大津波等により多数の死者、行方不明者が出ました。また、平成26年には、広島市で土砂災害が、平成27年には、茨城県の常総市において台風の影響による豪雨により鬼怒川の堤防が決壊したほか、越水による浸水被害が、平成28年4月には、熊本県において震度7の揺れが立て続けに発生したことに加え、その後も続く強い余震によって家屋の倒壊が相次ぎ、多くの死者や負傷者、10万人規模の避難者が出るなど、近年の災害は多様化、複雑化しており、一たび災害が起こると、被害が広範囲に及ぶことが多くなっております。徳島県の南海トラフ巨大地震被害想定では、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町の4市6町において津波被害が想定されておりますが、津波被害の少ない阿波市は、庁舎の免震、アエルワ、ヘリポートを整備していることなどから、平成27年3月に、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、防災交流拠点施設アエルワが、市町村の地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出す広域物資輸送拠点の一つとして指定されております。平成25年4月には、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることができないという理由から、「徳島県及び市町村の災害相互応援協定」を締結しており、応急対策等に必要な人員の派遣等の応援について定めております。このように、震災対策については、市町村単独での対策ではなく、県及び市町村の災害時相互応援等を前提に考えられております。阿波市は、香川県からのアクセスがよく、徳島市、鳴門市の沿岸部まで車で1時間の約30キロメートル圏内、県南の沿岸市町へは、ヘリコプターを使えば約15分以内で到達できる半径50キロメートル圏内に



位置しております。緊急輸送路となっている徳島自動車道の脇町インターチェンジ、土成インターチェンジも近く、スマートインターチェンジの整備についても検討を行っていることから、一たび南海トラフ巨大地震等の大規模災害が起これば、その立ち位置から、市内の応急対策を中心とすることは当たり前のことではございますが、こういった後方支援拠点活動も行うことができると思っております。繰り返しますが、当然市民の生命、財産を最優先に考えることが一番大事でございますが、後方支援を見据えた市の防災体制の充実強化を図っていくことも重要かと考えております。

そして、2項目めの後方支援の予算を水道管の耐震管への取りかえ、子育て支援に振り向けるべきでないかについて答弁させていただきます。

阿波市の予算配分の基本方針につきましては、行財政改革を着実に推進しながら、国の地方創生及び一億総活躍と並行して、人口減少対策また地域経済の活性化に取り組みつつ、市の将来を見据えた農業の振興や商工観光の振興、生活基盤の整備充実、教育環境の充実、子育て支援の充実など、持続可能な地域づくりに向け、ソフト事業と住環境に重点を置いたハード事業との調和のとれた施策を展開していくこととしております。

なお、議員ご指摘の後方支援の予算を、ライフラインである水道管の耐震管への取りかえ、また子育て支援に振り向けるべきでないかということではありますが、当然阿波市民を最優先に考えながら、昨今の広域連携的なことも考慮に入れながら、聖域を設けることなくバランスのとれた市民に十分説明が果たせる予算配分を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいまの企画総務部長の答弁なんですけれども、後方支援に阿波市の血税を使う本当の説明がなかったものです。すなわち、すれ違い答弁です。

平成25年4月5日に、「徳島県及び市町村災害相互応援協定」を結んでいます。その第6条に、「応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。」と、要するに支援を受けた市町村が負担とするとういうことがちゃんとこの協定に載っております。これは、実際に災害が発生した後の場合を書いてあるんですけど、災害が発生してないそういうときに市が負担するというのは考えられないところです。今まで後方支援のために、アエルワでも地方創生加速化交付金事業でも、随分と大盤振る舞いをしております。阿波市のように、沿岸市町のために阿波市の予算を使うなんて、全く私には考えられ

ません。市長のポケットマネーで支援するとそういうなら文句は言えませんが、基本は阿波市の税金は阿波市民のために使うのです。ここでも、駄目が詰んだ行政を必ず施行していただきたいと思います。税金の支出に対する根拠は、これはレッドカードを出して猛省を促します。

そこで、後方支援にしても、今後どのように取り組むのか、負担をどうするのか、改めて市長に再問します。

○議長（江澤信明君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 川人議員からは、南海トラフの巨大地震に備えた後方支援ということで、災害が起こったときに津波被害は阿波市には何もないということで、何でそんなところに阿波市の市税を使うのか、早く言ったらこういうことなのです。ただ、私は非常に今回の川人議員の質問の中で本当に感謝申し上げたいと思いますのは、地方創生の中で2つ農業関係と防災で国のほうへ10分の10の交付金の要請をいたしました。いずれも採択されましたんですが、この中に市民の安全・安心を守るための消防団の強化が非常に受けがよかったんじゃないかと思ってます。

そうした中でご理解していただいたんじゃないかと思いますが、その後の質問をしっかりと私もお聞きしますと、耐震あるいは旧庁舎の解体を初めとして、全て南海トラフ巨大地震等々に対する防災の備えに質問が集中しているように思います。

そうした中で、今回の本市の血税を導入してまで後方支援に取り組むのはどういうことかなというご質問じゃないかと思います。いずれにいたしましても、防災に対する備えについては、十分に議員にはご理解いただいておりますし、今後ともご協力願えるんじゃないかと思ってます。

そうした中で、冒頭第1問の質問ですか、アンケート調査の中であるいは地方創生加速化交付金事業の中の防災事業の中で、一部もう回答を得て答弁しております。今企画総務部長も答弁いたしました中身と、私は恐らくほとんどダブっております。しかしながら、これから市費を投入してまでやるのかというご質問だろうと思いますけれども、大切なのは、国交省が指定してきました後方支援、あるいは災害が起こったときのボランティア活動の基地あるいは支援物資の基地として役割、これは県とも協定しておりますし、人としての基本的な考え方で、災害が発生したときの前段階としては、当然そういう防災面での意識がしっかりと、私はもとより職員あるいは市民の方も持って当然じゃないかと私は思っています。特に今回熊本の地震に対しましても、市からも職員を派遣をしております。社協か

らも派遣しています。現地でしっかりとそのあたりの状況を見てきてくれと支援に行った職員にはお願いしています。一番の問題になっているのは、やはり熊本地震は想定されてなかったんじゃないかと、熊本自体が。そういうところで震災が起こった。ボランティアの受け入れ、支援物資の受け入れは、本当に混乱に混乱をきわめたというような感じで承ります。阿波市ももし南海トラフ巨大地震が起これば、そういう混乱が起こらないように、市として行政としての支援をしっかりとやっていきたい。災害が起こってからでは、とにかくどうにもならないな、それが恐らく先ほども答弁いたしましたように、阿波市の安全・安心が、市外から見ると、県外の人が阿波市を見ると、阿波市はやっぱり人が住むところなんじゃないかなというような感じで見ていただけるんじゃないかと思っています。

そんなところで、これ以上長々話しても、川人議員もしっかりと防災についてはご理解いただいていますので、これ以上は言いませんけれども、そういうことでご答弁とさせていただきます、格別のご理解よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 私も防災事業の重要性は認識をしております。ただ、こういう市費を投入してまでせないかんのかというところには大いに疑問を持っていますので、そのところは十分お考えいただきたいと思います。

それから、10分の10の地方創生の交付金をいただいたと、非常に有利なものを採択していただいた、これは市の努力は幾らかはあったかもわかりませんが、阿波市民に対して創生交付金が交付されとんです。そういう問題の中に、いわば後方支援なんかを含めるのは私はいかがかと思います。それから、後方支援としてよく話題になるんですけども、こんなことも行っております。給食センターには約800万円でおにぎり成形機2台を購入、1時間に6,000個ものおにぎりが握れるそうです。ところが、学校給食では、おにぎりや麺類とかの献立で提供します。対象となる園児・児童・生徒数は3,500人いますが、実際には全対象者一斉に同じ献立ということはないですから、1台の運用で十分です。おにぎり成形機1台約400万円は、これは無駄金です。これもよく聞いてみますと、沿岸部の市や町の津波を受けたときのための後方支援に役立てるそうですけれども、こういうことはご遠慮していただきたいと思います。

最後に一言申し上げます。

阿波市役所は、4月から体制を一新して、新しい予算が動き始めて2カ月余りとなります。この間一連の熊本地震が勃発して、現地の方々には大変であります、その被害状況

から、本市においても防災対策に他山の石とする疑点は多々あるかと思えます。

また、天下の三菱自動車が燃費性能に不正をしたことが連日のように報じられております。4月23日の徳島新聞を読みますと、三菱自動車では、益子会長が権限を掌握し、誰もノーと言えない、上に物を言えない社内の空気があると、さらに会議で理不尽にどなり散らしたり罵声を浴びせたりするので、役員も震え上がっていると企業風土が報道されていました。このように、トップのおごりが組織をだめにし、部下を萎縮させ、イエスマンを育て、結果的に不正をもたらします。行政は人なりと言われます。本市で部下の不祥事が相次いだり庁舎の施工ミスを見逃すのは、組織運営に問題があります。

一方、阿波市役所は、他の誰もが参画できない地域の独占企業です。市長は独占企業のトップで、思うがままにかじ取りを一手に握っています。一旦市長に選んだ限りは、よほどのことがない限り市長に期待し、信頼せざるを得ない仕組みになっているのです。私は阿波市に生まれ、阿波市に育てていただきました。その恩返しの一念でこれだけは言っておきたいことを今回は質問しました。

結びとして、市長は阿波市自身に磨きをかけ、魅力を引き出してほしいものです。そして、全国各地から移住したいと言っただけの市に性根を据えて取り組んでいただきたいと要請して質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ただいま議長の許可をいただきまして、5番、阿波清風会松村幸治、6月議会の一般質問をさせていただきます。

このたび私は、2点の質問をしております。

1点目として、社協と連携した地域福祉の推進について、そして2つ目、小・中学校の耐震化と施設の大規模改修が終わってということで質問を出しております。

まず、1つ目の質問として、地域福祉についてお伺いします。

平成17年4月の合併以来、野崎市長におかれましては、市民の一体感を醸成し、持続可能で活力ある阿波市づくりに全力で取り組まれております。これまで小・中学校の耐震化と施設の大規模改修、市役所の新庁舎と交流防災拠点施設アエルワ、さらに学校給食センターの建設、幼稚園と保育所の連携による認定こども園の整備、市内の基幹道路の整備、改良など、新市発展の基盤となる事業について、スピード感を持って進めてこられました。道路整備や幼保連携施設など、一部にはなお引き続き整備を進めるべきものも残されているものの、合併から11年を経過し、ようやくまちづくりに向けた基礎固めがほぼ調ってきたのではないかと思います。

そこで、これからはこれらハード面での条件整備を生かしたソフト面の施策をこれまで以上に強力で推進し、市民が描く人の花咲くやすらぎ空間・阿波市の完成形に向けた取り組みを進めていく必要があると思うわけであります。そのためには、阿波市が持つ宝とも言うべき市民力、各種団体が持つノウハウを十二分に生かし、まさに市を挙げて取り組むことが肝要でないかと考えます。

そこで、県内でも特に高齢化が進んでいる本市において、まず何が重要になるかということ考えたとき、やはり原点となるのは地域福祉にあり、それを地域でしっかりと支えているのが社会福祉協議会、また地域の民生委員の方であると思うのであります。

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加、協力のもとで活動することを特徴として、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面をあわせ持った民間非営利組織であります。阿波市でも、合併以前の旧町以来から、地域のニーズに応える幅広い取り組みをされており、日常生活自立支援事業を初め、障害者の方の外出支援、また心配事から人権、結婚、法律相談に至るまでさまざまな相談事業、生活福祉資金の貸し付け、放課後児童クラブの運営、介護保険サービス、共同募金、社会福祉大会を初めとするイベントと実に多くの事業に取り組んでいただいております。また、このたびの熊本地震にかかわる災害義援金の募金にも取り組まれているところであります。まさに行政と車の両輪となって、阿波市の福祉を支えていただいているわけでありますが、一方ではこれまでの長い歴史の中で、時代の流れや制度改革などにより大きな影響を受け続けてきた側面もあります。かつての社会福祉制度は、生活困窮者対策を中心に、生活保護法や児童福祉法、身体障害者福祉法などの個別法に基づいて個々に対応がなされておりましたが、その後の時代の流れの中で、少子・高齢化の進展、

家庭機能の変化、障害者の自立等社会参加の進展など、人々が有する福祉課題、ニーズが多様化し、社会福祉に対する意識も大きく変わり、社会福祉制度についても、限られた人たちの保護、救済にとどまらず、国民全体を対象とした生活の安定を支える役割を果たしていくことが期待されるようになり、平成12年には社会福祉事業法にかわる社会福祉法が制定され、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の枠組みとなりました。こうした変化の中で、今や市町村や地区の社会福祉協議会が取り組まなければならない事業分野は、以前と比べ大変幅広いものとなっております。片や社会福祉協議会の自主財源は、依然として会費収入に限られ、補助金や受託収入に頼らざるを得ない現状もあります。さらに今回国において、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の確保などを図るための社会福祉法等の一部を改正する法律も成立しており、今後地域福祉における社会福祉協議会が担う責任がますます大きなものになっていく中で、市としても改めて社会福祉協議会の役割と必要性を認識し、十分に連携し、その活用を図るべきと考えます。

また、社会福祉協議会と同様に、地域福祉の推進、向上に必要不可欠であるのが民生委員の皆さんの活動であります。本市でも108名の民生委員が援助を必要とする方々の生活状況の把握や相談、福祉サービスの情報提供など、種々の事業にそれも十分とは言えない報酬でほとんどボランティアのように取り組んでいただいております。しかし、この民生委員につきましても、いわば民間人の立場でありながら、取り組む内容は多分に法務的な業務を担っており、さらにその業務内容も年々増大傾向であることなどから、大変重い重責と負担感が高まる中で、全国的に引き受け手が不足してきており、その選任に非常に苦慮されております。

実はつい最近、私の近くの地域でも民生委員のなり手が見つからず、私自身すぐ近くに住んでおられる方と一緒にお願いに参ったこともあり、こうしたことを踏まえてこの質問をしなければならないと決意をした次第でございます。

また、民生委員の活動自体も、民間人の立場で被援護者のプライバシーにどこまで立ち入ることができるのか、そういった課題を常に持ちながら日々の取り組みに苦慮されている実態があります。地域の福祉向上を推進するには、こういった社協または民生委員といったいわば現場での取り組みの中で現実に生じている課題を、市当局がいかにサポートできるかが大きな鍵を握っているのです。

そこで、まず一点目として、県とのつながりの深い政策監にお伺いします。

少子・高齢化という重要な課題を持つ本市において、地域福祉の向上を進めていくには、阿波市社会福祉協議会の役割と連携がさらに重要になるかと考えますが、さまざまな制度の見直しや環境の変化が進んでいる中で、社会福祉協議会が活動する上での現場の課題を市がしっかりと踏まえ、制度面での隘路解消に向け積極的に県や国に向けて地域の声を届けていくべきと考えますが、政策監の考えをお伺いいたします。

続きまして、大丈夫ですね、皆さんの気になる時間と競争しております。

続いて、2点目として、健康福祉部長には、社会福祉協議会と民生委員それぞれに対する取り組みについてお伺いいたします。

まず、社会福祉協議会については、阿波市としても社協が蓄積しているノウハウや人的資産をより積極的に生かすとともに、アウトソーシングの観点も含め、社協の活用をさらに考えていくべきと考えますが、部長の所見をお伺いをいたします。

さらに、3点目といたしまして、民生委員については、被保護者の方々や市民の方々が民生委員の役割や取り組みについて、正しく理解をいただき、十分な協力がいただける体制ができるよう、市としても広報紙やACNなどを通じ、より積極的に啓発広報を図っていくべきと考えておりますが、部長の見解をお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の社会福祉協議会の現場の課題を県や国に届けていくべきでないかというご質問にお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、地域福祉の拠点として重要な役割を担っております社会福祉協議会は、民間組織としての自主性、それと広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持つ団体といたしまして、これまでも住民の福祉活動の場づくり、それから地域の福祉にかかわる関係者団体等との連携、こういったものを初めといたしまして、調査それから総合企画、連絡調整、助成、普及宣伝など、まさに大変幅広い活動を行っていただいているところでございます。

また、これに加えて、時代とともに少子・高齢化や核家族化、働き方の多様化や人口減少などの進行によりまして、地域や家庭の機能が大きく変容いたしております、住民の皆様の生き方、暮らし方が多様化をしております。こうした中で、例えばこれまで1990年の社会福祉事業法の改正に伴いまして、在宅福祉サービスの提供を新たに行うことになりましたほか、2000年には、社会福祉法への全面的な改正によりまして社会福祉

の枠組みの見直し、こうした社会福祉協議会の役割や事業内容もこれまでの時代に合った形で変化をしてきたところでございます。

その結果議員ご指摘のとおり、取り組みの現場におきましては、例えばニーズの変化に応じた福祉サービスの提供、財源の確保、それから経済社会の変化やグローバル化の中で住民や関係団体等の地域福祉への参加をどう維持していくか、そういった課題に加えまして、都市部であるとか中山間部、こういった地域性による違いによる課題、こういったものも出てきておりまして、本当にさまざまな課題が生じてきているところでございます。

現在社会福祉協議会におかれましては、市の地域福祉計画をもとにした地域福祉活動計画を策定いただきまして、旧4町各地区の策定委員がそれぞれで抱えております地域の課題について協議をされ、解決に向けた取り組みの実践をいただいているところでございまして、市といたしましても、地域福祉計画の実行に当たりまして、福祉活動専門員の方々と連絡を密にする中で、現場での課題の把握に努めているところでございます。

さらに市におきましては、本年度に地域福祉計画の見直しを行うことといたしておりますことから、この中で、地域住民へのアンケートでありますとか関係機関等へのヒアリングを実施いたしまして、地域の方々が今現在抱えているさまざまな問題点、それから地域福祉サービスを実践する上での現場の課題をしっかりと把握することによりまして、地域福祉体制への強化を図りますとともに、福祉サービス水準の確保や実情に即した制度の見直しなど、共通的な課題につきましても、市長会等への提案を通じて国や県に対し要望していくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 松村議員の一般質問の2点目、社会福祉協議会のノウハウや人的資産の活用について、どのように考えているのかとのお質問にお答えをいたします。

現在阿波市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人として、地域福祉を中心に地域住民の身近で活動しており、高齢者や障害者の在宅生活を支援するためのホームヘルプサービス、居宅介護などの福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動など多種多様な福祉ニーズに応えるための各種事業に取り組んでおります。

また、災害時には、必要に応じて災害時ボランティアセンターの立ち上げや被災地支援



にも取り組んでおり、このたびの熊本地方の震災についても、さきの東北大震災時同様、被災地支援活動として職員を派遣しております。

社会福祉協議会の蓄積している地域福祉についてのノウハウや人的資産の活用といたしましては、合併当初から、阿波市身体障害者会、阿波市手をつなぐ育成会、また阿波市遺族会、阿波市母子寡婦福祉連合会、ボランティア団体などの事務局として、福祉団体の自立運営に向けた支援を行っていただいております。

また、平成25年度より、市の財政当局また健康福祉部と社会福祉協議会による阿波市社会福祉協議会経営検討委員会を設置し、各種福祉事業の内容の見直しや改善、また新規事業の受託に向けた内容の検討などの協議を行っているところでございます。

このような中、平成26年度からは、市からの受託事業といたしまして地域と協力し、高齢者が集えるふれあい・いきいきサロンの開設を進めており、現在市内20カ所で開設されております。また平成27年1月からは、民生委員、児童委員、各地区協議会及び阿波市老人クラブ連合会、阿波市婦人団体連合会の事務局につきましても、市からの移行を受け事業を実施していただいております。本年4月からは、社会福祉協議会の長年の児童館運営でのノウハウを生かして市内10カ所の放課後児童クラブの指定管理を行うなど、子育て支援としての役割を担っていただいております。さらに、この6月からは、妊婦やゼロ歳児を持つ世帯を対象にホームヘルパーを派遣して家事などを支援する子育て応援ヘルパー派遣事業を市からの委託を受け、事業を開始いたしております。

このように、子どもから子育て世帯、また高齢者、障害者などへのきめ細やかなサービスや見守り活動を実施しております社会福祉協議会は、市民の方が住みなれた地域で安全・安心な生活を送るためには欠かすことのできない地域福祉の拠点として重要な役割を担っており、今後につきましても、社会福祉協議会の蓄積しているノウハウや人的資産を積極的に生かすことが可能な事業等については、阿波市社会福祉協議会経営検討委員会において協議をし、地域福祉の拠点としての活動を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、民生委員の役割や取り組みの啓発、広報を市として積極的に行うべきと考えるがとのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、全国平均に比べ少子・高齢化が急速に進み、家族や地域内での相互扶助の弱体化や人と人とのつながりが希薄となってきており、何らかの支援を必要とする方の状況がわかりにくくなってきているのが現状でございます。地域において、常に住民の身近な立場に立って活動を行う民生委員、児童委員は、要援助者からの相談内容は多

種多様で支援も複雑化している状況でございます。主な民生委員、児童委員の活動内容といたしましては、日ごろから地域における独居老人などの見守り活動や災害時に備えた要援護者台帳の整備、また生活全般にわたる相談や支援、子育て支援、さらには地域での行事、小学校での入学式や運動会などイベントへの参加協力など多岐にわたっております。このように多岐にわたる相談や支援などに適切に対応するためには、民生委員、児童委員の専門性の向上や委員相互の連携がますます重要となっており、情報交換や制度改正等に関する研修など、毎月の定例会において実施しているところでございます。

また、今年度は民生委員、児童委員の3年ごとに行う一斉改選の年に当たっており、現在11月の改選に向け、選任手続を進めているところでございます。毎月の定例会での研修はもちろんのこと、さらにこの改選の機会を捉え、複雑、多岐にわたる相談への対応や支援のあり方などの研修を実施するなど、民生委員、児童委員の専門性を高める取り組みを図ってまいります。その一方で、地域住民の個人情報保護、プライバシー保護に関する意識も高まる中、住民の立場に立ち、住民との信頼関係のもとに適切な支援活動を行うためには、民生委員、児童委員の役割や活動に対する市民の皆様や事業者の方々の正しい理解をより一層深めていくことが極めて重要であると認識いたしております。

このようなことから、議員ご指摘のとおり、民生委員の役割や取り組みについての啓発、広報については非常に重要であると考えております。民生委員制度は、平成29年——来年ですが——民生委員制度創設100周年を迎えます。この100周年という大きな節目を捉え、またこのことも含め、地域福祉の重要な担い手である民生委員、児童委員の活動内容の重要性について、市民の方や関係機関、事業所など、十分ご理解やご協力をいただくため、広報阿波やACNなどの情報媒体やさまざまな機会を捉え、啓発や周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ただいま政策監、健康福祉部長からそれぞれご答弁をいただきました。

社会福祉協議会、民生委員ともに、今や地域になくてはならない組織であり、人材でございます。本来は地域福祉事業のうち、国や県また市町村がなかなか関与しにくい分野について、民間団体である社会福祉協議会や民間人である民生委員がそのすき間を埋める意味で事業に取り組むというのがもともとの役割でございました、そしてまた制度の趣旨で

あったと思います。それが社会福祉法の制定以来、住民のニーズに応じて、社会福祉協議会がさまざまな幅の広い事業に取り組めるようになってまいりました、また民生委員もその役割が急速に幅広いものとなってきております。今や自治体の行う業務まで社協が担っているというのが全国的な実態じゃないかと思えます。

ところが、社協組織の運営や民生委員の位置づけといった組織面での条件整備がそれに追いつかず、依然として従来の体制を引きずっており、それがひずみとなって今日の問題につながっているように思えます。

こうした課題は、やはり全国的な課題として国レベルでもっと考えてもらわなければいけないと思いますが、それにはまず福祉の現場で何が問題になっているのかを、地方の声としてしっかりと届けていただきたいと思えます。

先ほど健康福祉部長からありましたように、民生委員制度というのは100周年となります。これは、大正6年に岡山県で誕生した済世顧問制度が始まりと言われております。それからすると、来年は民生委員制度が創設されたちょうど100年となります。1世紀にわたって地域の福祉を支えてきた制度ということでもあります。しかし、これから十数年先のことを考えると、社協も民生委員も今から確実に手を打っておかないと、組織の存続自体が脅かされる時期がそう遠くないうちにやってくるようになるように思われます。この重要な組織や制度がずっと続いていけるようにするためにも、市としても当面できることは今から一つ一つしっかりやっていただきたいと思えます。

○議長（江澤信明君） 松村幸治君の質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、5番松村幸治君、質問を許可いたします。

○5番（松村幸治君） 午前中に引き続きまして、議長の許可をいただきましたので、引き続き一般質問をさせていただきます。

次に、小・中学校の耐震化と施設の大規模改修が終わってということでお尋ねいたします。

ついこの間、市長のご決断で小・中学校にエアコンを設置することが決まりました。これについて、市長も以前からこの件については考えておられたのですが、まずは骨組みをちゃんとしてからということ、その前に約10年間かけて小・中学校の耐震化と大

規模改修を完成させていただきました。おかげをもちまして、大半の小・中学校が安全できれいになりました。しかし、時がたって後を振り返ってみますと、耐震基準をその当時満たしておいたはずの学校において、逆に老朽化が目立つようになりました。また、備品においても、そのときに耐震基準を満たしておらなかった学校が大規模改修されているのに比べて、逆にみすぼらしさが目立っております。この以前に耐震基準を満たしていない学校を大規模改修し、設備というものも次々とまた古くなり、ある意味イタチごっこになることはやむを得ないことであると思われませんが、その点について教育委員会にお伺いしたいと思います。

危険と思われるところや、余りにもみすぼらしい備品等について、これから優先的に改修、交換を行っていただきたいと思うんですが、その点についてお考えをお聞かせ願いたいと思っております。子どもは、阿波市の宝でございます。安全でできるだけよい環境の中で学校生活を送らせてあげたいと思っておりますので、何とぞよろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（江澤信明君） 後藤教育次長。

○教育次長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の一般質問の2点目、小・中学校の耐震化と施設の大規模改修が終わってのご質問にお答えをいたします。

本市の学校施設耐震補強工事は、平成19年度から平成26年度にかけて施工し、現在学校の耐震化率は100%となりました。また、学校施設耐震補強工事は、単なる耐震だけではなく、議会のご協力によりまして、大規模改修も同時に行っており、最少の経費で最大の効果を上げられたものと思います。

さて、議員ご質問のように、新耐震基準を満たしていたことにより、今回耐震化事業に伴う大規模改修を行っていない学校施設はあります。その施設については築30年以上経過しているものもあり、老朽化が進んでいる現状であります。このようなことから、今後教育委員会内で学校施設の改修について優先順位をつけ、財政面などを考慮し、計画的に改修等を行い、児童・生徒が安全・安心で快適な学習ができる環境を確保するため十分協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） できるだけ優先的に対処してほしいということをお願いしておき

たいと思います。

私は、今回は社協と連携した地域福祉の推進について、それから今の小・中学校の耐震化、施設の大規模改修が終わってということで一般質問をさせていただきました。こうした事業を行うにしても、何についても財源というのは最も大事であるということは言うまでもありません。

昨日舂添都知事が辞職願を提出いたしました。都民の税金ならば惜しげもなく使って、職員との視察に際しても、ヨーロッパで五千数百万円予算を計上して使ったということでございます。法律に違反しているわけではないということでございますが、庶民感覚と余りにもかけ離れた行動に都民からの大バッシングが起きました。

そこで、我が阿波市の市長はというと、昨日樫原議員からもおっしゃられたように、市内を暇があれば軽四で駆けめぐっております。この間も、私が道路が悪いので、市長、ここはどなんぞならんでと申しましたら、よう知つとんですね、あそこを見たわと、せないかなどどこでも走っております。軽四を見かけたら、市長がスーツではございませんよ、わけのわからない汚い作業着を着て阿波市内を走り回っよんで、また声をかけてあげてください。

舂添知事のバッシングのもう一つは湯河原ですか、別荘に公用車で行ったという。これは、事情を聞きますと、家の風呂だったら足が伸ばせんからということで毎週公用車で別荘に通った次第だとそういうふうな答弁がございました。うちの市長は、廃木を使うたまきで毎日風呂を沸かしよんです。もうちょっとほかのことに専念してもろうて、ガスぐらいつけてもろうたらええと思うんですけれども。それから、市長室に至ってはいつ行ったら真っ暗でございます。自分の頭の上しか電気がついておりません、外からのぞくと留守なのかと思ってしまう。職員も一生懸命頑張っております。昼休みは電気が消されるため、私も時々職員の皆さんと一緒に弁当を食べるんですが、薄暗うて何のおかずが入ってるかわかりません。こういうふうに市の三役と職員が一体となった節約行政が行われている、これを一人でも多くの阿波市の市民の皆さんに知っていただきたいと思って紹介させていただきました。

皆さん、新庁舎が建って、私もよう聞かれるんですが、これはあと支払いは大丈夫なんとか、ようけえ金がかかったとかそういうことを聞かれるんですけれども、こういうふうに家の風呂をまきを割って沸かすような市長がやっていることでございますので、どうぞ私も一生懸命チェックいたしますので、安心していただきたいと思っておる次第でござ

います。

最後になりましたが、私自身もこのたび社協の組織の勉強、また民生委員の仕事と内容を一緒に勉強させていただくことによりまして、その大変さを痛感いたしました。市としても10年先のことを考えて、今から一つ一つしっかりさせていただくことをお願いして、5番、阿波清風会松村幸治の6月の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで5番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、1番谷美知代さんの一般質問を許可いたします。

谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 1番谷美知代、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問として、阿波市における医療、介護、障害者施設への災害時の対策について、1つ目、医療機関への災害時の支援対策について、2つ目、介護保険施設及び障害者施設への災害時の支援対策について、3つ目、居宅サービス利用者、独居及び高齢者世帯への安否確認及び避難誘導についての3項目を質問させていただきます。

阿波市には、中央構造線を境として、北側の阿讃山脈を形成する和泉断層と南側の四国山地北部をつくる三波川結晶片岩類の断層があり、和泉断層は、崩壊や地すべりが発生しやすく、三波川変成岩類層は薄く割れやすい構造で、また吉野川は洪水予報指定河川及び水防警報指定河川であり、宮川内谷川は、水防警報指定河川及び水位情報周知河川となっております。さらに、見坂池、浦池ダム、高西ダムなど、農業用貯水池として機能している池のほか、小規模の池が市内のところどころに点在しています。皆さんも知ってのとおり、最近熊本で起きた大規模の地震はいまだに余震が続いており、大変な被害が起きたばかりで、今後の地震状況が気になる場所であり、ここ数年本当に地震が頻発に起きております。南海地震が近い将来やってくると言われています。そういった中、他県での災害対策について、いろいろな問題と課題が見えてきました。

そこで、いつ起こり得るかわからない災害に備えて、しっかりと対策をしておく必要が急務であると考えます。災害時要援護者に対しては、特に対策をしておかなければなりませんので、現状の対策を市民並びに私たちもしっかりと把握しておく必要があると思ひ質問させていただきます。

1 点目、医療機関への災害時の支援対策について。

現在、阿波市には入院できる医療機関があります。災害時にどのような支援がなされるのか詳しく説明ください。病院に入院している方は、特別な治療を受けなければ生命が維持できない方がたくさんいます。例えば透析をしている方、生命維持装置を装着している方、酸素吸入が必要な方、持続での点滴が必要な方などさまざまではありますが、災害時に治療が継続できる必要性がかなり高いと思われます。道路が寸断した、建物の損壊、器具の破損など原因が多々考えられます。そういった状況になった場合、医師会との連携はもちろんのこと、緊急時の患者の受け入れ先などを十分に検討しておく必要があると思われますので、具体的に説明をいただきたいと思います。

また、経管栄養が必要な方、もしくは普通の食事が接種できない方への食事の確保なども重要であり、そういった食事の提供体制などもお聞かせください。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、谷議員の一般質問、阿波市における医療、介護、障害施設への災害対策についての1点目の医療関係への災害時の支援についてお答えをいたします。

東日本大震災や熊本地震では、大規模な震災被害が発生し、医療機関も大きな被害が出ました。医療機関におきましては、災害発生時には、平常の対処能力を超えた治療やケアが求められ、平常時から震災に備えた医療機関の防災対策が重要になります。

ご質問の阿波市内の有床医療機関についても、災害対策マニュアルや入院患者3日分程度の食糧、医薬品などの備蓄及び自家発電等も準備し、災害に備えているところでございます。

また、徳島県では、今後到来が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害時において、平時と災害時のつなぎ目のない医療体制を構築することを目的に、平成28年3月15日に徳島県戦略的災害医療プロジェクトの基本戦略を策定いたしました。阿波市の災害時における医療体制は、このプロジェクトの中の災害医療体制に沿って活動することになります。ここでは県下を東部第1・第2・第3、西部第1・第2、南部第1・第2の7圏域に分け、うち阿波市と吉野川市は徳島県東部3圏域として、吉野川医療センターを災害拠点病院に位置づけております。災害拠点病院では、現地医療対策として4つの機能、1つ目として、各コーディネーターの参集、2つ目として、DMAT——災害派遣医療チーム——の派遣要請、参集、DMATの割り振り、3つ目として、医薬品の集積、提供、

4つ目といたしまして、傷病者の受け入れ、搬送、調整など、この4つの機能を有しております。また、阿波病院と徳島病院は、吉野川医療センターを支援、補完する災害医療支援病院として位置づけられております。関係機関の活動体制は、時間の経過により、1、発災直後、2、発災から48時間、3、48時間から7日間、4、7日間以降と4つに分けて示されております。ここでの活動のかなめは、災害医療、保健衛生、薬務、介護福祉の4つの災害時コーディネーターになります。各コーディネーターが連携をとりながら、情報を県災害対策本部に上げ、発災後刻々と変化する被災者や避難所、医療救護所などの状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行うこととなります。被災状況にもよりますが、発災から48時間の段階では、有床医療機関は入院患者への対応が優先となります。また、阿波市は市医師会への協力を得て、医療救護所4カ所を開設し、医師や必要時DMATによる医療救護活動を行うこととしております。災害医療支援病院の阿波病院は、傷病者の受け入れ、医薬品の集積、DMATの受け入れ、それに加えて徳島病院では、人工呼吸器、在宅酸素療法患者の受け入れがされることとなります。また、患者の状況によっては、消防署の協力を得て、吉野川医療センター、または重症患者の受け入れとして最終は県立中央病院また徳島大学病院への搬送を行います。さらに透析患者に対しましては、平成26年8月に徳島腎臓協会と徳島県が、災害時に透析患者が安心して透析が受けられるよう、徳島県災害時標準化マニュアルを作成し、透析患者に配布をいたしました。これには、患者の透析施設が被災して、透析の継続が不可能になった場合が想定されており、災害時の基幹病院等が記載されておるところでございます。

次に、食事の提供体制についてのご質問ですが、食糧の備蓄がなくなった場合につきましては、医療機関が主体的に対応を検討しているところでございます。今後市といたしましても、医療機関や医師会、県、各コーディネーターなど関係機関となお一層連携をしていきながら、速やかな対応ができるよう協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） では、続いて介護施設への災害時の支援対策について質問させていただきます。

介護施設への災害時に対する支援ですが、施設が損壊した場合の入居者の受け入れ先はどのようになっているのか、阿波市の施設間での協力体制、連携、移動の方法、また避難経路がどのようになっているのか、また避難所に避難した場合、認知症の方や障害のあ



る方など、他の方と一緒に生活をするのが難しい場合があると考えられますが、どのような対応策をとっているのか、また紙おむつやポータブルトイレの確保や、流動食、ペースト食、おかゆや刻み食などの提供はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 2点目の質問でございます。介護施設及び障害者施設への災害時の支援対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在阿波市では、老人福祉法及び介護保険法に規定する4カ所の介護老人福祉施設、2カ所の介護老人保健施設、1カ所の介護療養型医療施設及び8カ所の認知症対応型生活介護施設がございます。また、老人福祉法に基づく主に要介護認定者が入居する施設として、ケアハウスや住宅型有料老人ホーム、サービスつき高齢者住宅などが8カ所設置されております。そのほか障害者総合支援法に基づく障害者支援施設が1カ所ございます。平成23年3月に発生した東日本大震災及び今年4月に発生した熊本地震においては、甚大な被害が起こり、現在も避難生活を余儀なくされておる状況であり、今後阿波市におきましても、大規模災害が発災した場合、市としてどのような対応をしていくのか課題となっております。

議員ご質問の災害時の施設間での協力体制や連携また移送の方法についてでございますが、介護保険施設等は、平成24年4月20日に、厚生労働省から介護保険施設等における防災対策の強化についての通知が出されており、その中でそれぞれの施設で対応十分な防災対策を講じる必要があると示されております。被災施設からの他施設への避難につきましては、事前に同種または類似の施設と相互の避難と受け入れに関する協定を結び、移送手段について各介護保険施設等で相互応援体制を構築していくことや、避難に当たっての利用者の健康状態を特に留意をし、必要に応じて医療の確保等を行うよう記載されております。市といたしましても、各施設が災害時において、連携体制が整備されているのか把握に努め、市の直轄事業所である地域密着型施設につきましては、今後連携ができるよう働きかけていきたいと考えております。また、介護従事者が被災することにより、人員不足などが生じた場合には、徳島県が平成24年度より災害時コーディネーター、いわゆる介護福祉コーディネーターを県内で22名委嘱しております。災害時には被災者や避難所、医療救護所等も含めた状況を把握し、県内及び県外からの人材派遣の調整や支援物資の調整などを行えるよう体制を整えております。

次に、一般避難所に避難した場合の対応につきましては、避難者の状況に応じて、福祉

避難所での対応や緊急的に医療機関等へ移送するなどの処置を講ずることとなります。

最後に、避難所における紙おむつの備蓄や簡易トイレの確保状況でございますが、紙おむつは市内救護所4カ所に、大人用2,000枚、子ども用1,000枚を準備し、簡易トイレにつきましては、市内で236基備えております。また、食糧として、アルファ米など約2,000食備蓄をしております。なお、災害時要援護者向け食品、おかゆ、減塩食品などにつきましては、今後危機管理課と協議をしながら、必要数備蓄できるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） 再々問させていただきます。

この質問に対する答弁ですが、介護保険施設等の自助で行う防災対策は理解できましたが、介護保険施設以外の施設や障害者の施設などもあり、市とそういった施設の連携がなされているとは判断できず、実際に災害が起きた場合に、被災状況などが十分に把握できないと思われませんが、市としてどのような対応策を考えているのか答弁をお願いします。

続いて、3番目、居宅サービス利用者、独居及び高齢者世帯安否確認及び避難誘導について、現在の阿波市で65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯数が2,604件、単身世帯が1,318件であり、そのうち何らかの介護サービスを利用しながら自宅での生活を続けている方もたくさんいると思われまます。避難する場合に、単独で避難が可能な方、または介助がないと避難ができない方の把握とその方への移動に際しての介助、避難場所への移動の時間、個々の状態の把握及び安否の確認など、いろいろな問題があると考えられますが、共助の面から、地域の方々への要請、介助が必要な方がどのくらいいるのか、地域で理解できているのか、またどういった支援策がとられているのか、協力は得られる体制がとられているのかなどお聞かせください。

また、各地域ごとでの避難訓練などを行い、実際に災害が起きた場合、スムーズに連携ができるよう役割分担などを決めておく必要があると思われまますが、訓練をしたのか、またそういった計画がなされているのかお聞かせください。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 谷議員の再問でございます。

介護保険施設などの自助の部分は理解できるが、市と介護保険施設外の施設や障害者の施設との連携について、施設等の被災状況が十分に把握できないと考えるが、市としてど

のような対応を考えているのかということについてお答えをいたします。

災害が発生した場合には、議員ご指摘のように、施設から被災状況などの報告がスムーズに把握できるよう努めていきたいと考えております。今後各施設から報告された情報を整理し、施設等からの問い合わせに対して災害時の情報が提供できるように努めてまいります。

次に、谷議員の3点目の居宅介護サービス利用者、独居及び高齢者世帯の安否確認及び避難誘導についてのご質問にお答えをいたします。

現在本市におきましては、大規模災害時高齢者や障害者また居宅で福祉サービスを利用されている方などのうち、要介護度や障害の認定要件により、安否確認及び避難行動の支援が必要な方について、避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿に登録された支援が必要な避難行動要支援者は、現在約1,400名でございます。現在この避難行動要支援者名簿を利用し、台風による災害発生時においては、地元消防団によるひとり暮らしの高齢者などの安否確認を行っていただいております。今後はこの避難行動要支援者について、災害が発生したまたはそのおそれが高まったときの避難誘導などを迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ一人一人について、地域での支援者やどこの避難所に避難するかなどを明記する個別支援計画の作成に努めてまいります。この個別支援計画を作成することにより、ご質問の避難行動要支援者の避難所への移動の介助や移動時間、安否確認がスムーズに行われると考えております。

また、避難行動要支援者名簿のデータをもとに、今年度危機管理課におきまして、国の地方創生加速化交付金を活用し、市内の防災上の指定区域や危険箇所を示した地図上に、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に援護が必要な方々をデータベースとして表示する災害情報管理システムを構築し、万一の際の安否確認や避難誘導を円滑に行える仕組みづくりを図る予定としております。

ご質問の共助の面からの地域の連携や支援また訓練などについては、自主防災組織の活用が重要になると思います。現在各地域の自主防災組織において、その地域の実情に合わせ、救命救助や初期消火また避難訓練など自主的に行っていただいております。

また、阿波市では、小学校区単位での自主防災組織の連合会化を推進しており、連合会が設立されますと、防災意識のさらなる向上や自主防災組織相互の連携協力が図られ、自主防災組織の活動内容の拡充や避難行動要支援者への支援体制の強化につながると考えております。災害時の避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ円滑に行われるためには、

避難行動要支援者本人や家族また地域住民一人一人が、災害時における自助、共助の重要性についての認識を深め、日ごろから災害に備えた準備行動を行うことが重要となります。市といたしましても、共助の面において、地域との連携を図るため、避難行動要支援者や家族、地域住民に対して、防災知識、防災意識の普及啓発の強化に努めるとともに、自主防災組織に対しましては、避難行動要支援者の参加のもと、避難訓練の実施をしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 谷美知代さん。

○1番（谷 美知代さん） まとめさせていただきます。

熊本で地震が起きた際に、テレビでもたびたび報道されましたが、指定避難場所には救援物資が届けられましたが、病院や老人の施設になかなか救援物資が届かずに非常に困っていたと言っていました。中でも水、食糧、おしめ類がないこと、普通食が食べられない方の食事が届かなかったことが困ったと言っていました。他人事ではなく、こういった災害時要援護者は現在阿波市に約1,400名いますが、健常者に比べ、被災時に支援策を積極的、優先的に講じていく必要があると思いますので、災害が起きてからでは遅いので、早急に取り組んでいただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（江澤信明君） これで1番谷美知代さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 8番、志政クラブ、森本節弘、議長の許可をいただきましたので、平成28年第2回阿波市議会定例会の一般質問を行いたいと思います。

今回の質問におきましては、安心・安全のまちづくりについて、これは防災関係を主体にお伺いしたいと思います。

2点目に地方創生について、これは総合戦略の地方版の創生特区というところがありまして、これについて2点を主にお伺いしたいと思います。

昨日の質問でもありましたように、6月14日から県議会のほうが定例会が入ってきます。その中で、昨日のうちの志政クラブの木村議員もおっしゃっておったように、中央構造線の断層地震の被害想定を対応するという事で知事が表明を出しました。この中央構造線については、1,000年に1回の程度の揺れということでほとんど揺れないだろうということで、徳島県も想定せず、想定というか、想定はしてあったんだろうけども、東南海のほうに重きを置いて、30年に70%の確率で揺れるというところで対応しておった中で、今回中央構造線の末端のほうの九州の熊本、布田川断層というところで震度7以上の地震を起こしまして、かなりの人災が起きた。これは青天のへきれきというか、まさに敵は本能寺、明智光秀、おまえもかという、実際そういうふうなところで、この中央構造線南にあるところの断層帯が揺れるということがまさに現実起こってきたというところで、今回の県の想定、策定というのは急いだとこで出していくというような県のほうの考えだと思います。そこをもとにして、またうちの阿波市の安心・安全のまちづくりにおかれまして、第1問の質問に入っていきたいと思います。

まず初めに、3月議会に引き続いて、阿波市総合戦略の取り組みのうち、安心・安全のまち阿波市づくり推進事業についてお伺いします。

質問に入る前に、去る4月14日以降に発生をいたしました平成28年熊本地震でお亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、現在も余震が続く中、避難所の運営や避難所の救護、瓦れきの撤去など、災害復旧に当たっておられる皆様に敬意を表します。阿波市からも職員の方々あるいは個人で現地での復旧のお手伝いに向かわれた方がおいでます。どうか安全にご配慮いただき、一刻も早い復旧・復興に向けてご尽力をいただけるようお祈りいたしまして、質問に入らせていただきます。

本年3月議会、私は志政クラブを代表して、全国的に地震や大規模自然災害が頻発する中で、災害時の初動対応のかなめとなる消防団の確保と装備の充実、また災害対応のノウハウを持つ自衛隊OB職員の配置について提言をさせていただきました。くしくもその1カ月後の4月14日以降に、あの熊本地震が発生をいたしました。地震というものは、もともと突然起こるものであるわけですが、それにしても今回の地震はまさに胸をつかれたものであり、誰が次は熊本で起こると予想をし得たでしょうか。それだけに、災害は本当にいつどこで起こるかわからない、次に阿波市で大地震が起きたとしても、もはや誰も想定外とは言えない時代が来ていることを改めて認識された地震ではなかったかと思いま

す。

そうした観点からすると、さきの議会での提言を踏まえていただき、自衛隊OBによる防災監を配置するという事で、任期付職員の採用に関する条例案を今議会に提出いただいたことは大変素早い対応であると私は思っており、阿波市の防災に対する強い思いを感じるところであります。

さて、今回の熊本地震では、4月14日午後9時26分に震度7の地震が発生した後、16日未明にはさらに規模の大きい本震が揺れております。内陸での活断層型の地震で、マグニチュード6.5以上の地震の後にさらに大きな地震が発生するのは、我が国では地震の観測が開始された1885年以降で初めてのケースであります。また、一連の地震活動において、震度7が2回観測されるのも初めてのことであるなど、今回は過去の経験則が当てはめられない地震であったわけです。1回目の前震で倒壊を免れた家屋も、2回目の本震で倒壊し、そのために亡くなられた方も少なからずおいでました。その後も強い余震が続き、安心して自宅で過ごせない状態が続く中、発災直後に10万人を超える大勢の方々方が避難され、地震から2カ月を迎えようとする今でも約7,000人の方々方が不自由な避難生活を余儀なくされております。避難生活におけるストレスや病気などの震災関連死によって亡くなったと見れる方もおいでます。また、規模の大きな地震が複数回発生したことが被害情報の錯綜につながり、初動対応や復旧を難しくさせた要因にもなるなど、いろいろな意味でこれまでとは異なる地震であったと思います。

阿波市内にも、阿讃山脈に沿って活断層である中央構造線が東西に走っております。国の地震調査研究推進本部の長期評価では、県内の中央構造活断層帯での今後30年以内の地震発生確率はゼロから0.4%、熊本地震の本震を引き起こした布田川断層帯の発生確率はゼロから0.9%とほぼ同程度の長期評価でありました。本市においても、熊本地震のような大きなまた複雑な地震が発生した場合に、想定外と言われなくて済むよう、これまでの地震や災害を教訓として、さらにこれまで発生していなくても考え得る災害の形を想定し、それにしっかりと対応できる初動態勢また復旧態勢を備えておかなければなりません。

2月議会において、理事者から、国の地方創生に係る加速化交付金で、阿波市は安心・安全のまち阿波市づくり推進事業が採択された旨の報告がありました。その際に、大まかな事業内容の説明はいただいたのですが、今年度に入って2カ月がたち、またその後の熊本地震の発生も踏まえ、まずこの交付金事業について、本市の防災体制の整備に向けて具

体的にどういった施策を取り組まれようとしているのかを企画総務部長にお伺いをいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、森本議員の一般質問の1点目、安心・安全のまちづくりについての1項目め、安心・安全のまち阿波市づくり推進事業について、どのように取り組まれるのかについて答弁させていただきます。

最初に、地方創生加速化交付金を活用した安心・安全のまち阿波市づくり推進事業の概要について申し上げます。

国の地方創生加速化交付金は、地方版総合戦略に基づく先駆的な取り組みの円滑の実施を支援するため、各自治体から提案を国が審査しながら採択されたものについて、10分の10の交付金が交付されるものであり、昨年度の国の補正予算において措置されたものでございます。それを受けて、本市においては、昨年10月に策定をいたしました阿波市版の総合戦略において、本市の強みとして掲げた農業と安心・安全に係る分野で事業提案し、採択されたものであります。

議員ご質問の安心・安全のまち阿波市づくり推進事業は、交付額が3,000万円の事業内容でございますが、これについては近年全国的に異常気象などによる河川の氾濫や土砂災害など大規模な自然災害が頻発しており、また先日の議員がおっしゃられたように、熊本地震のような地震も発生いたしました。そのような環境下、地域の安全・安心が懸念される中で、移住・定住の基本的な条件である地域の安心・安全を確保するため、災害時における初動態勢のかなめとなる消防団の充実を初めとする阿波市の防災体制を向上させ、安全で住みやすいまち阿波市を全国にアピールすることを狙いとするものであります。具体的には、本市の地域防災計画並びに行動マニュアルについて、国の法改正や計画改定などを踏まえた修正や、今回の熊本地震などの教訓を踏まえた改正を行うとともに、本市の消防団について大規模自然災害などに対応するための専門性を高めるため、本市の災害対応の形態を、陸、川、空に区分した上で、各分団から一、二名を選出し、それぞれ陸、川、空に応じた必要な知識や技能に関する研修、活動に生かせる資格の取得支援を行いたいと考えております。例えば陸においては、土砂災害、復旧、瓦れき救助、山間部の捜索などに対応する専門能力の育成、川においては、河川氾濫、水難救助などに対応する専門能力の育成、空においては、ドローン等の活用による捜索救助、被災情報の把握などに対応する専門能力の育成に必要な知識や技能に関する研修を行いたいと考えておりま

す。また、あわせて大型特殊免許、建設機械運転技能講習、伐木等の業務特別教育など、活動に生かせる資格の取得支援を行いたいと考えております。さらには、救助活動や防災活動、後方支援活動に必要な資機材や装備の整備を図ることで災害対応能力の向上を図るとともに、地震や自然災害を想定したより実践的な訓練を実施したいとも考えております。

また、市内の防災上の指定区域や危険箇所を示した地図上で、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に援護が必要な方々をデータベースとして表示する災害情報管理システムを構築し、万一の際に円滑に避難誘導を行える仕組みづくりを図る予定としております。

さらには、こうした取り組みによる本市の安心・安全体制に加え、食の安全や子育て環境など、阿波市の住みやすさをPRするパンフレットを作成し、積極的に全国に情報発信することで、本市への移住・定住を促進したいと考えております。

今後消防団や関係機関等とも連携しながら、交付金事業をより有効活用し、本市の防災体制の整備充実につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 部長答弁で大体の事業のイメージはわかりました。

要は最近の地震や大規模自然災害の状況を踏まえて、防災計画とマニュアルを見直しましょう、特に重要となる初動対応を強化するため、消防団の専門性を高めて、装備もよくしましょう、訓練もより実践的なものにしていきましょう、災害弱者の避難誘導がスムーズになるようシステム化しましょう、そしてそれをもとに安全で住みよいまち阿波市を全国に発信、アピールできるようにしていきましょうといったことではないかと思ひます。

阿波市は、山もあれば川もあります、また平地部もあって、それが東西約20キロにわたって延びています。そうした地域特性を分析して、災害対応を陸、川、空に分けて、それぞれの専門性を高めていくといったその発想自体は大変おもしろいと思ひます。

消防団としては、他市町村でも余り例のない取り組みではないかと思ひます。問題は、今そうした安心・安全の取り組みをするのであれば、その中にさきの阪神・淡路大震災や東日本大震災に加え、今回の熊本地震などの教訓をどう生かしていくかだということだと思ひます。熊本地震では、全国から多くの支援物資が届いても、受ける側の自治体が分配機能を十分果たせなかったことから物資が滞留し、被災地や避難所に行き渡らないといっ



たことや、ボランティアが一時期需要を超えてしまい、受け入れを制限する事態が生じた反面、必要となったときにはうまく集まらないといった混乱が見られました。

ただいまご答弁をいただいた交付金事業では、防災計画やマニュアルの改訂を行うということですが、東日本大震災や熊本地震の事例を考えると、災害時に市としてどう対応するかということとはもとより、大きな災害が発生したときに、全国からの支援をどう受け入れるかという支援を受ける側の力、要するに受援力がそれにも増して重要になると考えます。全国から寄せられた支援物資やボランティアも、それが被災者のニーズに応じて被災者一人一人に確実に届けなければ何にもなりません。そのためには、的確、迅速な情報発信、受け入れや災害業務における指揮命令系統、物資の集積場所や仕分け、移送経路などの環境整備、民間事業者との役割分担や連携など、しっかりとした事前の受け入れ準備が必要になります。

そこで、阿波市地域防災計画の改定に際しては、熊本地震などこれまでの災害の教訓を踏まえ、全国からの支援を受け入れる受援計画や受援マニュアルを明確に位置づけ、実行力のある災害初動対応の強化を図るべきと考えますが、政策監に見解をお伺いいたします。

○議長（江澤信明君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、森本議員のご質問、市の地域防災計画等への受援計画、それから受援マニュアル等の位置づけについてお答えを申し上げます。

平成26年に完成をいたしました阿波市交流防災拠点施設アエルワは、これは万一阿波市内で大規模自然災害や地震などが発生した場合には、隣接する学校給食センターの1時間計6,000個の能力を持つおにぎり成形機や給食配送車などを活用いたしまして、市内の避難所に向けて物資を送り出す地域内輸送拠点、またボランティアの活動拠点となるボランティアセンターとしての機能を兼ね備えておるところでございます。

熊本地震のような規模の大きい地震や大規模自然災害が発生をし、重大な被害や被害が広範囲に及ぶ場合には、被災自治体単独で十分な対応を行うということは難しゅうございまして、全国から水や食糧、生活物資等の支援物資やボランティア、応援職員が被災地に集まることとなります。

議員ご指摘のとおり、これらの物資やボランティア等の方々を円滑かつ確実に避難所に届け、避難されている方お一人お一人が確実にサポートを受けることができるようにする

ためには、支援物資の集積場所の確保を初めといたしまして、被災者のニーズとマッチングさせるための迅速かつ正確な情報発信、物資の仕分けや物資の出入りの管理、応援に駆けつけていただいた民間団体や事業者等との役割分担、ボランティアセンターとしての機能など、応援を受ける側での受け入れ態勢を整えておくことが重要となると考えております。

また、熊本地震では、震度7クラスの揺れが2度発生をいたしてございまして、後のほうの揺れが本震となるなど、これまでとは異なる対応の地震でございまして、同じように活断層が阿讃山脈に沿って走る本市におきましては、今回の地震の発生状況や被害発生後の対応方法について十分に分析をし、本市での万一の事態に備える必要があると認識をいたしております。

このため、今年度に改定を予定いたしております阿波市地域防災計画等の策定に当たりましては、被災時における受援体制についても、過去の事例を踏まえ、現時点で可能な限り対応策を盛り込み、今後熊本地震などによる課題整理や教訓、これらを生かしましてさらなる内容の充実を今後図っていきますとともに、あわせて消防団の育成や実践的な訓練を重ねることなどによりまして、本市の防災体制について万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） アエルワは防災拠点なんですけども、後方支援で、先ほど午前中の川人議員も言ったように、市として今対外的には防災拠点であり、後方支援という立場で市外にはアピールしている。実際に私たち市民はこのアエルワを拠点にして、ここをもとに、後方支援以前に我が町を守らなきゃいかんということが主だと思います。今回の熊本地震というところで、今までは20年前の阪神・淡路大震災、これも中央構造線の一部離れたところの断層だったとは聞き及んでいます。それから以後に新潟県中越沖地震、それから5年前の東日本大震災、この東日本大震災を契機に徳島の場合は特に東南海・南海地震を想定した避難態勢、防災体制というものを国を挙げた国土強靱化の中で構築してきました。ただ、やはり見落としとったというか、1,000年に1回という部分で、私たちの近くにある、実際阿波市の足元にある活断層が動くということが、想定じゃなく現実には熊本で起こりました。北の阿讃山系には中央構造線があります。鳴門断層から板野断層、神田断層、我が阿波市の北側には父尾断層、そしてまた私たちの自治関係として、阿

波市の場合はこの中央構造線だけじゃなしに、先ほど谷議員もおっしゃっておった四国山脈沿いに断層があります。これは、一応推定活断層ではあるんですが、鮎喰川断層、こういう断層が走っています。この間に位置するのが我が阿波市でもあります。そういった徳島県でもあるわけです。

そういう中で、いざ震災が実際に起こるのであろう、本当に私たちは今回の熊本地震を想定する前は、東南海を想定しておったわけで、まさか自分の足元で起きるのであろうとは、なかなか本当言ってそういう気まではなかったんじゃないかなと。その中で防災をやらなきゃいけないというのは、落ちついたところでやってきたんじゃないかと思います。

熊本では、震災から2カ月たった今でもなお多くの方が厳しい避難生活を強いられております。大きな地震が複数回続くといいたこれまで経験のない地震、大動脈である九州自動車道の寸断や阿蘇大橋の落橋、自治体職員の多くが被災者となったことなど、厳しい条件が重なったこともあります。自治体の受け入れ態勢が不十分だったことが、結果的に避難者の生活に大きく影響をいたしました。大きな災害が起こったときは、いかに緻密な防災計画やマニュアルをつくっていても、想定を上回る事態というのは必ずと言ってよいほど起こります。まさに備えあっても憂いありというのが昨今の災害の状況であります。しかし、そうであるからこそ、事前に手を打っておける準備は確実にやっておく必要があります。

先月24日には、海上保安庁から巨大地震の発生が予想される南海トラフで、四国の沖合のごく浅いところまでひずみがたまっていることが、GPSによる海底の地盤観測で明らかになった旨の発表もあるなど、地震災害の懸念はますます高まっています。阿波市は、南海トラフ地震の際の広域物資輸送拠点にも指定されています。これはこれで本市の重要な役割であると思います。しかし、そういった役割をしっかりと果たすためにも、まず阿波市自身が被災した場合の初動対応また支援の受け入れ態勢を万全なものとした上でこそ他の地域を応援することもできるのではないかと思います。明日にも災害が発生するかもわからない中で、やるべきことは多岐にわたり、担当部局の方々は大変ではあるでしょうが、渴して井をうがつことにならないよう、野崎市長を先頭に万全の態勢が整うよう全力を傾注していただくことをお願いして、第2問目に移らせていただきます。

質問の2つ目は、地方創生についてであります。

さきの6月6日開会日の阿波市長行政報告の中で、昨年10月に策定した阿波市総合戦略について、全庁挙げた取り組みを進めるため、4月1日に総合戦略の基本目標ごとに部

局横断型のプロジェクトチームを設置したとの報告がありましたが、総合戦略に取り組むプロジェクトチームとはどのような組織なのか、企画総務部長に答弁をお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、森本議員の一般質問の2点目、地方創生についての1項目め、総合戦略に取り組むプロジェクトチームとはどのような組織なのかについて答弁させていただきます。

総合戦略は、少子化と人口減少問題を克服し、活力ある地域を維持していくという非常に大きなテーマのもと、そのスタートとなる5年間でまず取り組むべく事業をまとめた計画となっております。そのため、事業内容は多岐にわたるとともに、単一の事業を縦割りに実施していたのでは成果が期待できない内容となっております。そこで、事業の本格実施初年度となる本年度に合わせて、事業の戦略的かつ着実な推進を図るための横割り組織として、4月に地方創生推進プロジェクトチームの立ち上げを行いました。プロジェクトチームは、総合戦略の掲げる基本目標単位に合わせ4つのチームで編成し、各チームリーダーに担当部長等を配置することで事業進捗の責任を明確化するとともに、部局をまたがる事業の連携や調整を行うことでより効率的、効果的な事業推進を図ってまいります。

また、先日開催をいたしました阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議でのご意見や議員の皆様からのご意見を踏まえて、しっかりとしたPDCAサイクル、いわゆるプランで計画策定をして、ドゥーで実行して、チェックでそれを検証する、アクションということでそれをまた改善してやっていくというような仕組みを構築するとともに、現状に即した計画をしっかりとやっていくために、総合戦略の見直しや改定を毎年度実施することとしておりますので、その作業につきましてもプロジェクトチームを中心に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 全国の自治体では、昨年度において、それぞれの地域課題を踏まえた地方創生の総合戦略が策定され、いよいよ今年度から本格的な実践の年を迎えております。我が阿波市でも、当初予算や昨年度の補正予算の中で、子育て支援や農業振興予算、また先ほどお伺いした安心・安全のための予算が盛り込まれるなど、地域の活性化や人口減少の抑制に向けた取り組みがスタートしています。それぞれの自治体でそれぞれの

課題、またそれぞれの地域の特色に応じた予算や施策が展開されていく中で、阿波市のイメージを高め、全国に情報を発信していくためには、そこからもう一歩ぬきんでた阿波市の魅力というものをアピールしていく必要があると思います。いわば国の交付金を使ったり各自治体独自の地方創生予算を組んで取り組んでいくというのは、今やどこの自治体も取り組んでいくことになってしまっていると思います。これも確かに大事なことはあるのですが、全国で人口減少の傾向がとまらない今、都市圏や他の自治体からの移住をふやすということは、ある意味で自治体間の競争になるということでもあります。その中で、頭一つ阿波市がぬきんでるためには、他の市町村に比べてもう一つのプラスワンの取り組みが必要ではないかと思えます。

県では徳島ならではの地域資源を生かし、企業や地域住民などとの連携のもとで、地域経済の活性化や雇用創出、移住の促進など、市町村が地域課題の解決や持続可能なまちづくりを実現するモデルとなる先導的な事業を規制緩和や助成などで支援するための徳島県版地方創生特区制度として募集をしています。これまでに2回募集され、合わせて4つの事業が特区認定されています。昨年度は、板野町の南海道再興戦略特区としての道の駅整備と板野町彩りの館へのサテライトオフィスの誘致、那賀町による徳島ドローン特区としてのドローンによるまちおこしの2件であります。また、先日第2回の特区認定として、石井町の次世代育成・6次産業集積特区、美波町の歴史文化の力でまちづくり特区が認定されたところであります。認定された市町村に対しては、県による国や関係機関との間のコンシェルジュ機能のほか、規制緩和や税制等優遇、財政支援がパッケージで行われることとされており、活用の仕方によってはメリットも十分考えられるものであります。阿波市では、総合戦略の中で地方創生を進めていくための強みを、農業、子育て、安心・安全の3つとしています。これら阿波市の最大の特徴とも言える強みをさらに引き出し、伸ばしていくためにも、徳島県版の地方創生特区に積極的に手を挙げていくべきではないかと思えます。例えば3つの強みのうち、農業と安心・安全については、国の地方創生加速化交付金を活用して施策を推進していくのであれば、残る子育てについては、我が市の子育てのまち特区として取り組んでいけば、阿波市の優位性をフルに活用した地方創生の取り組みが実現するのではないかと思えます。

そこで、お伺いします。

阿波市として、本市の強みである子育てを生かし、県版特区に手を挙げてはどうかと考えますが、理事者政策監の見解をお伺いします。

○議長（江澤信明君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、森本議員のご質問、徳島県版地方創生特区制度への取り組みについてお答えを申し上げます。

徳島県版地方創生特区制度は、昨年度に県で新たに創設をされた本県独自の特区制度でございまして、特区として認定を受けることで、総合戦略をより効果的に推進する上で必要となる県条例や通知、ガイドラインなどによる規制の緩和措置や弾力的な運用を受けることができますほか、将来的には国の特区制度認定をにらんだ県による相談調整、いわゆるコンシェルジュ機能も期待をされるところでございます。また、さらに事業実施に当たっての県の交付金による財政支援も受けられることとなります。

一方、制度の申請に当たりましては、具体的な規制緩和などに係る提案など、詳細な計画が必要となります。また、さきに国に採択をいただいた地方創生加速化交付金の活用による事業推進に取り組んでおるところでございまして、現時点では徳島県版地方創生特区についての具体的な活用策は定まっておりませんが、今後総合戦略を推進していく中で、本市の特徴であり優位点でもある農業、子育て、安心・安全、これらを生かした市の魅力をどうアピールしていくのか、それぞれの施策の計画的、効果的な事業実施に関連する制度や規制などについて洗い出しを行いまして、既存の制度や制約に合わせて事業設計を行うというのではなく、阿波市の住みよいまちづくりを実現していくためには、規制や制度上の制約といった障壁を打破していくという意識で取り組ませていただきまして、その手段の一つとして、徳島県版地方創生特区の活用についてもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 政策監に答弁いただけただんですけど、いま一つ手を挙げるとか挙げないのかはっきりしたお答えではなかったように思います。それで、現時点では特区に手を挙げる具体的な要件がそろっていないのであれば、それはこれから手を挙げられるように考えていきますということで、前向きな答弁と受けとめておきます。

開会日の野崎市長の行政報告の中で、市長から総合戦略を全庁挙げて取り組むためのプロジェクトチームを設置したとの説明がありました。まさに地方都市である阿波市から全国へ打って出るそのための戦略を検討することがプロジェクトチームの使命になるのではないかと思います。

いよいよ阿波市でも総合戦略に基づく本格的な取り組みがスタートいたしました。しかし、同時に全県下でまた全国の自治体でまさに同じように地方創生の取り組みが始まっております。大事なことは、県版特区に手を挙げるのが最終目的というのではなく、阿波市の魅力や特徴をいかに引き出し、価値を高めて、いかに全国にアピールし、住んでみたい、住み続けたいと感じてもらえるか、そこに知恵を絞っていくことが重要であると思います。そのための一つの手段として、県版特区が活用できるものであれば、これはぜひ活用すべきだと私は思います。県版特区は、県の新未来「創造」とくしま行動計画の中での目標が、平成31年度までに10地区とされております。本市がぜひそのうちの1つあるいは複数個になるよう、職員の皆さんとの頑張りを期待して、今議会での全ての質問を終えたいと思います。どうか皆さん、頑張ってください。

終わります。

○議長（江澤信明君） これで8番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

樫原伸君。

○4番（樫原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、4番、阿波清風会樫原伸、一般質問を行います。

第1点は、ふるさと納税についてであります。

なんとタイミングのいいことに、昨日の徳島新聞の3面にふるさと納税が県内2億5,000万円で全国最下位というような記事が出ておりました。阿波市の当初予算における自主財源比率は32.5%で、一般会計の約3割ですので、非常に厳しいと言わざるを得ません。合併市町村には有利債の合併特例債であったり、地方交付税は旧町ごとの算定というあめを与えられてしゃぶらされた。10年経過して時点で、合併特例債は何とか平成32年まで活用できるようになりましたけども、地方交付税は一本算定というむちによって今年度から交付税は減額となり、財政健全化が重要となってきております。アベノミクスも給料総額は思ったよりも伸びず、景気回復など地方にはどこ吹く風で、さらに阿波市

の基幹産業は農業でございます、税収の伸びは余り期待できないそういった中で、ふるさと納税での増収は自主財源比率を高める手っ取り早い取り組みだと思います。25年度265万円、26年度198万円では市の財政状況に貢献しているようには思いません。昨年12月定例議会で温厚な樫原賢二議員もやる気があるのかと声を荒げて、先進地視察してきました高知県奈半利町の例を挙げて、知恵のある者は知恵を出せと、知恵のない者は汗を出せと叱責をされておりました。このふるさと納税の関心の高まりとともに、平成27年度から、納税額の拡大また手続の簡素化といった制度拡充がなされ、全国の自治体で取り組みの強化が進み、まさに知恵の出し比べの状況であると言わざるを得ません。このふるさと納税は、財源確保と同時に、阿波市をPRするまた情報発信する、特産品を利用者に知ってもらって、そういうことで地域の活性化につながる、まさに阿波市にとってメリットだらけの制度であります。

そこで、質問いたします。

阿波市版総合戦略に基づき、庁内一丸となって取り組むと答弁されましたが、阿波市の産業活性化とともに、地方創生が図られるふるさと納税への取り組みは評価をされているのか、またその成果は上がっているのかお聞きします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問の1件目、ふるさと納税についての阿波市版の総合戦略に基づき、庁内一丸となって取り組むとあるが、成果はについて答弁させていただきます。

ふるさと納税に関しましての質問は、これまでたびたびいただいております。そして、議員も申されたように、昨日の徳島新聞によって、ふるさと納税の県内の27年度の決算額が載っておりました。阿波市におきましては、件数は204件で297万2,000円となっており、それに関連しての基金積立額の残高は、27年度末で864万4,000円となっております。なお、昨日の徳新に掲載されておった中では、24市町村の中で、順位づけするものではございませんが、阿波市においては10位ということになっておりました。また、平成20年度の制度発足以来、受け入れ件数、金額ともに、少しではございますが、増加しているように思います。その増加理由といたしましては、2点考えられます。

1点目といたしましては、全国的にふるさと納税の利用がふえていることが上げられます。また、インターネット上での取りまとめサイトがテレビなどのメディアで取り上げら



れたことにより、制度の認知度が上がることに加え、全国的なふるさと納税の利用促進につながっており、当市においても、その流れの影響を受けているものと考えられます。

2点目として、内的要因として記念品の存在が上げられます。阿波市の取り組みとして、JA等の事業者を通じて返礼品の拡充を進めたことで、阿波市の特産品を基本とした記念品が寄附者にとって魅力あるものとなったことや、昨年6月から、その一覧をふるさと納税の取りまとめサイトであるふるさとチョイスに阿波市のページを掲載したことが寄附者の増加につながったと考えております。

今後の取り組みといたしましては、ふるさと納税情報の発信力の強化を図っていくとともに、今年度より寄附金に係るネット上の窓口として契約いたしましたふるさと納税情報サイトを運営しております株式会社さとふるを通じて、阿波市の情報をインターネット等を通じて魅力的に広く発信しながら進めてまいりたいと考えております。

一方、本市出身者等の地縁関係者情報をもとに、限られた方にはなりますが、個別訪問を行い、一人でも多くの新規寄附者の増加を図ってまいりたいと考えております。一例といたしまして、今月に入りまして6月8日に高松市で開催された香川・徳島県人会というのがございます。これも毎年開催されております、そういった中に私は今年度は参加させていただきまして、90名ほどの会員が集まったんですけど、その中に阿波市出身の方がおられまして、阿波市のふるさと納税のカタログとかいろんな情報を提供してまいりました。早速6月9日翌日に阿波市の企画総務課のほうへ電話がありまして、納税の段取りが進んでいるということで、小さなことではございますが、こういうことを積み上げていって、少しでも増収になるように努めていきたいと考えております。制度発足以来、ご支援していただいている金額をさらに増加させていき、地方創生の趣旨も含んだ阿波市のPRも含めて、今後とも精いっぱい努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 檜原伸君。

○4番（檜原伸君） 都市部に住む人にふるさとを応援してもらおうと国の総務省が導入したふるさと納税制度です。仮に年収700万円のご夫婦が3万円をふるさと納税の寄附金でありますけれども、2,000円を超える部分、2万8,000円の控除が受けられるというもので、この寄附の見返りとしてもらえる地域の特産品が最近豪華になりつつあります。返礼品を豪華に、すなわち還元額が高くなれば、自治体に入る額が少なくなる

わけですけれども、どこの自治体も適切な範囲でと思いながら頑張っているんでしょうけれども、少しでもふやしたい、そういった思いから返礼競争が激しくなっているように思われます。今の部長の答弁では、全国的な関心の高まりやまた阿波市のホームページなどで返礼品の拡充を進めたことによって、約300万円と増加傾向にある。今後は県人会などを通じて、新規の開拓であったり、また認証制度によって選ばれた農産物や加工品のカタログにふやして、記念品の付加価値をつけて増加を目指すというようなご答弁です。しかし、この手法というのは、全国どこの自治体も考えるようなことではないでしょうか。

そこで私は、全国自治体の模倣でなくて、阿波市はふるさと納税の制度の原点に立ち返って、阿波市出身者に安全・安心、新鮮でおいしい農産物や厳選された加工品を配布して、まずモニターになってくれた方に、この寄附金の使い道、例えば阿波市の農業振興に全て使うとか、ふるさとの文化や伝統の継承に使うとかそういうところをしっかりと示して共感を持ってもらい、阿波市自慢のふるさと産品を味わってもらって、就職などでふるさとを離れた人に、このふるさとを応援したい、また貢献したい、そんな思いを抱いていただいた方にふるさと納税寄附金のお願いをするというものですけれども、自分で勝手につけましたけれども、ふるさと納税モニター制度に対する所見を再問とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の再問に答弁させていただきます。

樫原議員からは、ふるさと納税をいただいた本市出身者にモニターになっていただき、阿波市自慢のふるさと産品を広く味わっていただいたらどうかとの趣旨だろうと思いますが、先ほど申し上げましたように、本市出身で、県外にお住まいの方の地縁関係者情報をもとに本市出身者の情報を収集し、個別訪問を行うことで、地道に新規寄附者をふやしてまいりたいと答弁いたしましたが、議員ご提案のモニターという提言も阿波市の方針と共通する部分もございますので、今後参考にさせていただきながら、増収を目指して頑張っていきたいと考えております。

また、現在支援していただいております高額寄附者の方への対応につきましても、今までと違いまして、改めてお礼状の送付や個別訪問を行い、より誠意を尽くすことを基本とすることで、高額寄附者の継続や増額を図ってまいりたいとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 樫原伸君。

○4番（檜原 伸君） 今部長のほうからモニター制度も参考にするという答えをいただきました。ありがとうございます。

このまま過熱化して返礼品ありきというようになってしまえば、例えば福島県はサクランボが有名です、佐藤錦の詰め合わせであったり、これに阿波市の特産品が幾らすばらしいといっても勝てるはずがありませんし、先日も初競りで2玉が300万円という夕張メロンが過去最高の落札額をつけて話題をさらっておりました。このおかげで全国から申し込みが倍増して、全国で唯一財政再生団体である夕張市が地方創生に効果ありと報道されておりました。返礼品をインターネットなどで機械的に見比べて、豪華な返礼品を提供してくれる自治体を選ぶような利用者には目もくれずに、——ちょっと言い過ぎですけど——阿波市は阿波市らしく、純粹にふるさとを応援したい人の発掘に努力をお願いして、次の質問に入ります。

2点目が大きな見出しで思いやり行政についてということで質問させていただきます。

阿波市は合併して10年、市長は本年度予算に触れて、大型事業も終わり、人口減少対策や市の活性化に向けてソフト面の施策に力を入れていくと述べておられます。この戦後の困難を日本人の勤勉さで克服して目覚ましい経済発展を遂げ、豊かな国をつくり上げました。衣食住足りて、この成熟社会にあってこれから求められるのは、心の豊かさではないでしょうか。思いやり、心ある地方行政を目指してほしいと思います。

先日も佐那河内村が参議院選挙の投票に行かれる老人を送迎すると記事が載っておりました。この見出しだけで私は非常に心が和んだものです。その点、阿波市でもフロアマネジャーの設置というのは、これは市民への思いやりの一端ではないかと思います。

実は今年の年明けに、私の近くのお年寄りの方が年金のことで庁舎を訪れました。大きな建物に内心ドキドキしながら、受付でフロアマネジャーに用件を伝えましたら優しく対応してくれて、担当部署までエスコートしてくれて非常に感謝をしておりました。こうした受付対応や思いやりはこれからの行政には必要であると、そんな私の思いを十分理解していただいて、4項目質問いたしますので、お答えをお願いします。

ただ、通告は順番が認知症からなんですけども、どんちょうのほうからさせていただきます。

1点目がアエルワの舞台は、反響板を使用した場合はどんちょうをおろせないことに対して改善ができないかというものです。どんちょうはいろいろな説がありますが、基本的には舞台にある幕の一つで、客席から舞台を隠すためのものです。このアエル

ワの舞台には、土柱や四国八十八カ所の霊場のお寺などを刺しゅうした阿波市らしさをちりばめた——制作費を私は知りませんが——豪華などんちようが使われております。皆さんも成人式など公式行事の折に目にしていると思いますけども、重厚感あるどんちようが公式行事やコンサートなどをより一層盛り上げていると思われま。ところが、音響が非常に大事なコンサート、特に生演奏とか演劇では、ここが舞台としましたら、反響板を設置しなければその効果が期待ができないものですから、舞台の横に反響板を設置いたします。すると、その反響板が障壁となって、どんちようがおろせないという事態が生じます。せっかく生演奏やコンサートを聞きに来た観客に、開始前の準備風景などが丸見えになって学芸会的に感じられたり、1部、2部があった場合に、休憩後再上演のときもざわついて何かしら緊張感が薄れて、コンサートっぽくなく感じるんですけども、県下でも最高のピアノを備えて、演奏家がこぞって褒めるアエルワホールです。芸術、文化の発信基地とする文化ホールとしての観客の立場に立って配慮をお願いしたいのですが、お考えをお聞かせください。

そして、2点目がごみ袋の改良についてでございます。

この質問については、今日も朝から川人議員は旧庁舎の跡地利用であったり、清風会の松村議員は地域福祉、谷議員はもともと専門であります医療・介護・福祉の質問であったり、森本議員は地方創生についてレベルの高い質問をしております、ごみ袋の改良を本当は質問しづらかったんですけども、あえて勇気をもって頑張ります。

阿波市では、瓶、缶、ペットボトルは指定の袋がないんですけども、生ごみについては指定の袋に入れて、指定された日に自治会などが決めた場所に出します。毎週月曜日と木曜日となっております。このごみ袋ですけども——議長に許可をいただいて——この阿波市指定のごみ袋は、45リットル入って値段が1枚25円でございます。今言いましたように、45リットルのごみ袋に、市民の皆さんは週2回ということを目いっぱい入れます。両端の耳に当たる部分を引っ張って、多分結んでいるんだろうと思います。非常にかなり苦勞されていると思います。思いやり行政に期待をして、両端にひもをつけるとか形状を変えることによって結びやすく、変えることによって結びが楽になると思いますので、ちょっとした気配り、また思いやりの心で改良版をつくる考えがないかお聞きします。

3点目が認知症対策でございます。

在宅介護や老老介護の厳しさがよく取り上げられております。介護の疲れから無理心中

や殺害といった悲惨な何ともやりきれないニュースをよく聞きます。介護また看護の大変さは、家族にそういった人を抱えている人にしかわからないと思います。その人が認知症なら、精神的にも家族は参ってしまうと思います。超がつく高齢化社会を迎える日本、厚生労働省の発表では2025年には——今2016年ですから9年後——認知症の人が約700万人まで達すると言われております。65歳以上の高齢者5人に1人に当たり、阿波市でも長寿を恐れないまちを目指し、認知症対策防止の最重点施策と位置づけるべきであります。

国では、かかりつけ医の受講者数を5万人、医師や保健師さんが訪問して家族を支える初期集中支援チームの設置など認知症対策に力を入れております。阿波市では、医療体制、介護体制、そして地域支援体制に分けて、どのような対策が講じられているのかお聞きします。

そして、4点目が病児・病後児保育の取り組みでございます。

阿波市では、次世代育成支援行動計画の中で、病児・病後児保育事業をうたい、阿波市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでおります。子育てと仕事の両立を図ることが目的で、既にファミリー・サポート・センターは設置され機能しておりますけれども、この病児・病後児保育事業は、計画策定はされておりますけれども、10年経過しても手つかずでございます。その間子育て世代も共稼ぎ夫婦がふえて、病児・病後児保育への期待、関心が高まってきております。お隣の吉野川市などでは、市内の小児科病院と提携して、その取り組みは好評のようでございます。乳幼児、せめて——私も孫がいますけれども——3歳くらいまでは親が面倒を見るのは理想であると思っておりますけれども、女性の社会進出また経済状況などから共稼ぎ世帯がふえてきており、就労支援の意味でも早急な実施が切望されております。

今年度阿波市では、医療費の助成対象を中学校修了まで引き上げ、病児・病後児保育を導入すべく893万円の予算を計上し、子育て支援策に重点を置いております。この事業、事業類型はさまざまなようでございますけれども、こういった内容なのか、また医療機関と連携するとなれば、非常に厳しいものがあると思っておりますけれども、実施見込みについてもお伺いします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員の一般質問の2点目、思いやり行政についてのうち、アエルワのどんちょうは改善できないかにつ

いて答弁させていただきます。

現在アエルワの舞台全面を覆う幕としてどんちょうと暗転幕の2種類を設置しております。芝居や舞踊を初めとする幕形式で舞台を使用する場合には、演出に応じて2種類の幕を使い分けることが可能となっております。一方、クラシックコンサートを初めとする反射板形式で舞台を使用する場合には、どんちょうの使用はできず、暗転幕のみ使用可能となっております。これは、反射板形式で使用する際、舞台の音が上部に逃げることなくホール内に響き渡らせるために天井反射板を設置していることに起因しており、2種類の幕をおろすためのクリアランス確保ができないため、このような仕様となっております。また、クラシックコンサートなどでは、どんちょうを使用するのは一般的ではなく、利用頻度が少ないという想定で設計をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、樫原伸議員ご質問2点目、思いやり行政について、ごみ袋の改良版の考えはとのご質問にお答えいたします。

市内の家庭から出されるごみのうち、燃やせるごみにつきましては、市が指定するごみ袋を使用しての排出をお願いしております。指定ごみ袋は、大45リットルと中20リットルの2種類があり、販売価格は、10枚入りで大が250円であり、中が200円となっております。

なお、ごみ袋の有料化は、ごみを排出することへのコスト意識を持っていただき、ごみの減量、分別によるリサイクル等を促進することを目的として実施しているものでございます。

過去3年間の販売枚数につきましては、2種類合計で、平成25年度約128万枚、平成26年度約119万枚、平成27年度見込みとして約133万枚となっております。指定ごみ袋につきましては、これまで市民の皆様からさまざまなご意見をいただき、改良を重ねてまいりました。素材の変更や個人情報保護のための半透明から乳白色へ変更、またごみ袋の強度を確保するため厚みを増したところ、しなやかで丈夫なごみ袋となりました。

議員にご提案いただいております持ち手のついたレジ袋タイプのごみ袋は、簡単に結べて持ちやすく、まちもついていることからごみが入れやすいなどの特徴があり、導入している自治体もあります。県内におきましては、鳴門市、小松島市、藍住町など2市4町が

導入しております。レジ袋タイプのごみ袋につきましては、今後製造コストやごみ袋の容量などを検証し、市民の皆様の利便性も考慮しながら、導入についての調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 樫原伸議員の一般質問の第2問目、思いやり行政について、認知症対策と病児保育への取り組みについてということで順次説明をさせていただきます。

まず、認知症対策についてでございます。

阿波市における高齢者と認知症の現状についてご説明をまずさせていただきます。

全国的に高齢化が進んでおりますが、阿波市の平成28年3月31日現在の高齢化率は32.7%で3.3人に1人が65歳以上となっております。認知症の実態といたしましては、平成26年3月末現在、介護保険の認定がある2,623人のうち、認知症または可能性がある判断された方は、65歳以上の1号被保険者では1,627人、40歳から64歳までの2号被保険者では30人で、合計1,657人となっております。介護認定者の実に63%を占めております。また、65歳以上の人口に占める割合を見ますと13.3%となり、国の平成37年の推計値12.8%を本市では既に超えており、今後も後期高齢者の増加により、認知症高齢者が増加することが予想されます。

これらの状況を踏まえ、阿波市では認知症施策や相談体制づくりに努めております。

まず、地域支援体制についてでございますが、認知症は、初めは困っている状況が家族や周りから気づかれにくいため、早期受診や早期支援につながらず、対応困難な状態となって初めて相談に来られるケースがふえております。また、接し方により本人の気持ちを傷つけ、症状を悪化させる場合があります。地域の方が認知症について理解を深め、正しい接し方を知ることが大変重要となってきております。このことから、地域の見守りの力がより必要となってきます。まさにキーワードとして見守り力を上げる、地域の見守り体制づくりを進めていかなければならないと考えております。

その一つとして、認知症の早期発見、正しい理解と適切な対応、認知症の予防を目的とした認知症サポーター養成講座を実施しております。今年5月末現在で、阿波市内の郵便局、高等学校また老人クラブや婦人会などの方々が受講され、これまで1,448名の方が認知症サポーターとなられております。また、本年8月には、認知症サポート医による

市職員を対象とした認知症サポーター養成講座も予定をいたしております。なお、昨年度より、阿波市内の介護事業所などの方で認知症サポーター養成講座の講師、いわゆる認知症キャラバン・メイト研修を受けられた方にもご協力をいただいております。認知症についての取り組みが地域の中で広がってきており、今後も認知症サポーターのさらなる拡大に努めてまいります。

2つ目といたしまして、認知症がある方や家族が集い、相談できる場所である認知症カフェを市内のグループホームやボランティア協会の方が開設をされております。認知症カフェ以外にも、地域の高齢者の居場所であるサロンの立ち上げを、平成26年度より社会福祉協議会に委託をしまして、年間4カ所ずつふやしております。現在約20カ所のサロンが市内にあり、身近な地域でサロンに参加することで生きがいをづくりにつなげ、閉じこもりを防ぐことで認知症予防を図っておるところでございます。

また、市から職員がサロンに出向き、参加者に対して認知症についての学習を行っており、認知症のある方も一緒にサロンに参加できるように支援をしております。

次に、医療と介護の連携体制の構築といたしまして、第6期介護保険事業計画に基づき、在宅医療介護連携推進事業を阿波市医師会と協働し、昨年10月より実施をいたしております。その中で、医療機関や介護施設で従事する職員から成る在宅医療介護連携推進協議会を設置し、阿波市での課題分析やその対応について協議を行っているところでございます。

また、従来から行っている事業に加え、平成29年4月より、地域支援事業において認知症総合支援事業を実施する予定となっており、この事業は2つの事業から構成されております。

1つ目の事業は、地域支援ケア向上事業で、認知症の人やその家族からの相談対応や関係機関との連携のための事業で、事業を実施するためには、認知症地域支援推進員研修が必要であり、昨年職員が1名受講をいたしております。

2つ目の事業は、認知症初期集中支援推進事業です。その中で議員もお話しされておりましたけれども、今後認知症初期集中支援チームを設置します。そのことにより、早期診断や早期対応を図り、治療につなげ、適切な対応により認知症の進行をおくらせ、また必要なサービスの導入により、住みなれた地域で長く生活できるような支援体制づくりに努めてまいります。

一方で、認知症は、予防の観点が重要になってきます。最近の研究では、認知症は糖尿



病などの生活習慣病が大きく関連していると言われております。生活習慣病のコントロールを行うことが認知症の発症予防につながるため、医療機関などと連携を図りながらさまざまな機会を捉え、生活習慣病と認知症の関係についての普及啓発を行い、認知症予防に対する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、病児保育への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

病児保育事業は、保護者が就労している状況で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースで一時的に保育や緊急対応を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的としております。病児・病後児保育事業につきましては、これまでの経緯を申し上げますと、平成25年度に病児・病後児保育検討委員会を立ち上げました。その委員会を開催また現地視察等を行い、阿波市医師会との協議をいたしました。また、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の中の病児・病後児保育事業の利用意向調査においては、就学前で5割以上、小学生児童で3割以上の利用希望があり、保護者のニーズが非常に高い結果となりました。しかしながら、阿波市内には小児科専門の病院がございませんので、事業の開始が難しい状態でしたけれども、平成27年度に改めて阿波市医師会と協議をした結果、その後1医療機関と事業開始の合意に至りました。

檜原議員ご質問の今年度当初予算893万円の内訳ですが、この内訳につきましては、業務委託料として493万円、開設のための施設改修補助金として400万円の予算を計上しております。また、開設時期につきましては、病児・病後児保育事業は、保育士の配置が必要であり、またハード面において施設基準があり、専用スペースとして保育室や静養室、また隔離の機能を持つ安静室や調理室などの整備が必要で、そのほかにも施設の改修が伴います。さらに、医療防災の観点からも、関係機関との調整も必要になってまいります。現在保育士についてはめどが立ちましたが、施設改修等について、当該医療機関や関係機関また県との協議連携を図りながら、できるだけ早い時期の開設を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 檜原伸君。

○4番（檜原 伸君） それぞれご答弁いただきまして、最初のアエルワのどんちょうにつきましては、クラシックコンサートなどではどんちょう使用するのは一般的ではないと、それで利用頻度も少ないということを想定して設計をしておりますよというご答弁で

した。ただ、お金を払って有料のコンサートへ行って、演劇を見て、コンサートを聞いて、その人々が全て満足で帰ったとは私は思いません。それと、せつかくの舞台です、主催者が使う使わないというのを選択できないというのも少し納得がいかないんですけども、今のご答弁のようにそれが一般常識で、私の認識不足というなら再問はいたしませんけども、ぜひ理事者の皆さん、アエルワでは年10回ぐらいの生演奏や演劇があるそうですので、観客席からしっかりと検証していただきたいと思います。

そして、ごみ袋に関しましては、これはごみ出し当番が檜原家では僕であるという非常に悲しい立場がわかってしまうので、質問を非常に悩んだんですけども、ご答弁のように、ごみ袋一つでも、行政が市民の立場に立って慎重に改良に検討を重ねていただいております。ただ、私はこのごみ袋の改良版は、全てそれに代えてくれというんじゃなくて、先ほども見せましたけど、この部分のものと新たに負担金増額ぐらいで改良版もつくってほしいと、このようにお願いしております。そして、ご答弁では続けて調査研究してまいりますとおっしゃっていただきましたけど、これは前も言いましたけど、ベテランの議員から、調査研究と言ったらあかんよとそういうふうに僕はレクチャーされてますので、部長、ぜひほほ笑みでも結構ですから、調査研究はもう一つ前に進めて、実現をよろしくお願いします。

それと、高島部長のほうからは、認知症対策で医療体制、介護体制、また地域支援体制ごとの対策をお聞きしました。認知症サポーターが阿波市で約1,500人もいてというのがびっくりしました。そして、認知症カフェなる相談場所も市内に開設されている、そしてサロン活動も今現在20カ所で行われているというようなご答弁でした。阿波市では、この地域の見守り体制の強化に力を入れており、認知症対策で最も重要な地域支援の充実に向けて力を入れていることが質問してみてよくわかりました。

実は、私の自治会も今年度から、先ほど答弁にありました社会福祉協議会に委託しているサロン活動を開始いたしました。まだ初めてなので、集会所に月2回集まって、お茶会的なものなんですけども、参加することが認知症予防にもなるという趣旨を自治会員に理解してもらって取り組んでいきたいと思っております。

この認知症対策、もう一つの病児・病後児保育事業は、助けを待つ人の声なき声にしっかりと耳を傾けた心ある行政だと実感しました。

最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問が農業振興でございます。その中で、生産基盤である農地について2点お聞

きします。

1 点目が農地集積への取り組みについてでございます。

T P P 交渉もいよいよ大詰めとなり、大筋合意となれば、我が国の農業は正念場を迎えます。政府は競争ある農業、責めの農林水産業を展開しますと述べ、農業の成長産業化を訴え続けてきております。担い手農家の規模拡大を重視して、10年間で農地の8割を担い手に集める目標を掲げ、農地集積バンクを新たにつくりました。分散している農地を一まとめに集約して、担い手のコストを削減し、所得増大を図るという点は評価できます。地域の担い手の立場に立って、あくまで担い手を重視して、集落ごとの話し合いに基づいた人・農地プランで位置づけられた担い手のためのはずが、途中から企業の農業参入を推進する規制改革会議などから、それでは新規参入者が入れないじゃないかといった意見が出て、この農地の貸し付けのあり方が国会で長く論議されました。最終的には、地域の担い手育成を基本とすることで決着を見ましたが、このごたごたがその後も尾を引いて、農地集積が思うように進まない要因とも言われております。遅々として進まない農地集積に、昨年農水省は、農地の大区画化など基盤整備の農家負担を減らすために、担い手への集積率に応じて支払う助成金を拡充して、最大で農家負担実質ゼロをうたい、これを全国46道府県にある農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクと連携して進めると発表しました。今阿波市では、この農地集積は進んでいるのかお聞きいたします。

続いて、今の農地集積とも関連します。耕作放棄地解消への取り組みについて質問します。

私が議員になった22年12月議会で、農林業振興の課題の一つ、耕作放棄地解消について質問いたしました。22年でしたから、前年の21年の耕作放棄地面積は、阿波市で約108ヘクタールとのことでした。この耕作放棄地の発生要因は、皆さんもおわかりだと思います、高齢化、労働力不足、農産物価格の低迷、地域に引受手がない、そういったことが主な要因であります。22年6年前ですけれども、全国の農地が455万ヘクタールで、耕作放棄地が39万6,000ヘクタール、この面積というのは滋賀県の面積に匹敵するそうですが、阿波市ではその後約90ヘクタールで推移してるようです。耕作放棄地解消に向けて、県は25年に定めた農林水産基本計画を昨年改定して、700ヘクタールの解消目標を設定し、各市町村もそれを受けて、独自の解消策を立てて取り組むと発表されております。その成果に期待が持たれるところでもありますけれども、阿波市における解消策はどのようなものか、また成果が上がっているのかお聞きいたします。

○議長（江澤信明君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 榎原議員の一般質問の大きな3つ目の阿波市農業について、この中で1つ目の農地集積の進捗状況につきましてご答弁申し上げます。

農業情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、農業所得の低迷など厳しい現状にございます。また、TPPによる市場開放に立ち向かい、これからの農業経営を安定的に継続するには、耕うんから出荷までの一連の作業の中で、効率的な機械や施設の利用、手間と時間を減らす工夫、コスト面の削減など多くの課題を克服しなければなりません。これを図るためには、これまで地域に根づいた農法にも改善が必要であり、農地を所有する方々の意識改革も必要でございます。市内全域の農地の現状を見てみますと、不整形で狭小、そして飛び飛びに点在しておりまして、作業道も複雑です。また、借地におきましても、知り合いや親戚などのおつき合いの中で契約し、お借りした農地は本人の耕作エリアとはかけ離れた場所にあるなど、農機具の移動には車と時間を要している現状が多く見受けられます。また、貸す側の所有者におきましても、返されても耕作できないので困るといったお考えをお聞きすることがございます。両者の課題を解決に導く方策といたしまして、農地の集積は大変重要な取り組みであると考えております。

国におきましては、さまざまな方策が打ち出されておりますが、大規模な面積を対象としたものが多いのが現状でございます。農地集積の施策といたしまして、先ほど議員からご指摘がございました、大区画化などの基盤整備において、担い手への集積率に応じて国の助成が受けられる事業といたしましては、農業競争力強化基盤整備事業というものがございます。これは、担い手への農地集積、集約化や生産コスト低減を図る点では、大変すぐれた事業であると考えておりますけれども、採択には、受益面積20ヘクタール以上の農地整備を行うことが条件となっており、本市のように平坦な農地の約8割に、既に国の補助金によるパイプ配管が整備された町におきましては、この事業による農地の集積は大変困難であるというふうに捉えております。

本市の農地集積の現状といたしましては、集落営農による集落営農組織が2カ所ございまして、その集積面積は合計で23ヘクタールとなっております。

また、平成26年3月に発足いたしました徳島県農地中間管理機構による農用地の集積制度がございまして、本市でも同年から機構と連携をいたしてございまして、農地の集積を現在も進めておるところでございます。しかし、この制度の中身につきましては、機構を利用する際の貸借期間が5年または10年以上と長期であったり、面識のない方へ貸し出す

ことへの不安があったり、いろいろと問題点も浮上しております。本市で集積されました農地面積は、平成26年度、27年度の2年間を合わせまして10.2ヘクタールにとどまっております。今年度からは、全国的な要望に応じて3年間の短期的な貸借でも対象となりましたほか、徳島県農地中間管理機構におきましては、阿波市専属の推進員を配置するなど、制度の見直しに合わせて推進体制の強化を図っておりますので、本市といたしましても、機構、農業委員会との連携を図りながら、農地の集積に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 秋山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秋山雅彦君） 議長の許可をいただきましたので、樫原議員の一般質問、阿波市農業について、（2）耕作放棄地解消への取り組みについて、農業委員会での耕作放棄地解消への取り組みについてご答弁いたします。

農地について権利を有する者の責務として、農地法第2条の2で農地について所有権または賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないと定められておりますが、議員ご指摘のように、農業従事者の高齢化、労働力不足、農産物価格の低迷、地域に引受手がいないなどから、阿波市においても、大切な農地が耕作されずに、遊休農地、荒廃農地となっております。2010年と2015年の農林業センサスにおいて、阿波市の耕作放棄地面積は、5年間で約15%ほど増加しております。農業委員会では、農地法第30条の規定により、毎年1回農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施しております。平成27年度から農地パトロールに基づき、遊休農地と判定された農地の所有者などに利用意向調査表を送付し、対象農家に今後みずから耕作するか、農地中間管理機構を利用するか、誰かに貸し付けるかなどの利用意向を調査し、その調査結果に基づき、農地中間管理機構、農地集積バンクへの通知、あっせん等、その他利用関係の調整を行うこととなります。

平成27年の成果といたしましては、利用意向調査対象者は911名、1,462筆で、平成27年12月末に調査依頼を郵送し、平成28年4月末での回答数が440筆、回収率30%、農地集積バンクへの通知件数は42件、65筆となっております。今後農地集積バンクの仲介により、通知した貸付希望者と農地集積バンクに登録された借り受け希望者のマッチングを行い、双方の条件が整えば、当該遊休農地の効率活用と農地集積が

同時に行われることとなります。

このような取り組みを初め、農業委員会として、遊休農地、荒廃農地解消については喫緊の課題として取り組んでおりますが、現状はなお厳しいものがございます。

つきましては、阿波市の貴重な資源である農地の利用の最適化に農業委員会も関係部局と一層の連携を図り、取り組んでまいりますので、市議会の一層のご理解とお力添えをいただきますようお願いをいたしまして答弁といたします。

○議長（江澤信明君） 樫原伸君。

○4番（樫原伸君） 農地集積に関しましては、ご答弁で昨年、一昨年合わせて約10ヘクタールぐらい。これに関しまして、私は9月議会で再度取り上げたいと思っております。

その後の耕作放棄地解消は、ここ最近は太陽光開発などの要因で拡大には歯どめがかかってきていると思います。しかしながら、農業が基幹産業の阿波市としては、貴重な生産基盤を守るという観点に立ち、耕作放棄地再生に取り組むべきと考えます。

ただいま局長から、農地パトロールを年1回行い、さらに利用意向調査を実施し、あっせんなど調整機能を果たしており、昨年だけで42件、65筆の遊休農地の有効活用、農地集積が図られていると、しかしながらまだまだ現状が厳しいものがあることから、市との連携、そして今おっしゃられましたように議会にも協力をお願いされました。議員各位にもその旨は十分伝わったのではないかと思います。

そして、本日傍聴に農業委員会会長も来られておりますので、私としては非常に緊張もしているんですけども、質問した私としては、農地の番人である農業委員会また農業委員みずからが、今5年延長されました多面的支払交付金事業を利用して景観作物を植えてみたり、また草刈りなど遊休農地の整地に率先して取り組んで、阿波市全体の機運を盛り上げてもらいたいと思っております。そして、全国の例ですけども、栽培に向かない傾斜地などに飼料作物を作付して、飼料高騰で自給飼料確保が迫られる畜産農家とうまく機能させるとか、ぜひ農地の番人から農地の開拓者への変貌を要望いたします。

いずれにしましても、担い手が生き生きと農業を営める農業立市阿波市であってほしいと願いつつ、全ての質問を終わります。

○議長（江澤信明君） これで4番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第76号 平成28年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第 3 議案第 77号 阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 78号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 11 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 日程第 12 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 13 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正について）

○議長（江澤信明君） 次に、日程第2、議案第76号平成28年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第13、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正について）までを一括して議題といた

します。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号から承認第9号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、17日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 異議なしと認めます。よって、17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

20日午前10時から文教厚生常任委員会、21日午前10時から総務常任委員会、22日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は6月27日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時49分 散会